

(令和 7 年 1 月 25 日提出)

# 令和 7 年 1 月 議会定例会議案

新潟市

## 令和7年12月議会定例会議案

### 目 次

議案第96号	令和7年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第97号	令和7年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	8
議案第98号	令和7年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	11
議案第99号	令和7年度新潟市介護保険事業会計補正予算	15
議案第100号	令和7年度新潟市下水道事業会計補正予算	18
議案第101号	令和7年度新潟市水道事業会計補正	21
議案第102号	令和7年度新潟市病院事業会計補正予算	23
議案第103号	新潟市給与条例等の一部改正について	24
議案第104号	新潟市教育職員給与条例等の一部改正について	69
議案第105号	新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	87
議案第106号	新潟市教育長の給与に関する条例の一部改正について	88
議案第107号	新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正について	89
議案第108号	新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正について	90
議案第109号	新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について	91
議案第110号	新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	92
議案第111号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	93
議案第112号	新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正について	96
議案第113号	新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について	97
議案第114号	新潟市新潟駅前広場条例の一部改正について	98
議案第115号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	100

議案第116号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	109
議案第117号 人事委員会委員の選任について	110
議案第118号 当せん金付証票の発売について	111
議案第119号 指定管理者の指定について	112
議案第120号 指定管理者の指定について	113
議案第121号 指定管理者の指定について	115
議案第122号 指定管理者の指定について	117
議案第123号 指定管理者の指定について	118
議案第124号 指定管理者の指定について	119
議案第125号 指定管理者の指定について	120
議案第126号 指定管理者の指定について	121
議案第127号 指定管理者の指定について	122
議案第128号 指定管理者の指定について	123
議案第129号 指定管理者の指定について	124
議案第130号 指定管理者の指定について	125
議案第131号 指定管理者の指定について	126
議案第132号 指定管理者の指定について	127
議案第133号 指定管理者の指定について	128
議案第134号 指定管理者の指定について	129
議案第135号 指定管理者の指定について	130
議案第136号 指定管理者の指定について	131
議案第137号 指定管理者の指定について	132
議案第138号 指定管理者の指定について	133
議案第139号 指定管理者の指定について	134
議案第140号 指定管理者の指定について	135
議案第141号 指定管理者の指定について	136

議案第142号 指定管理者の指定について	137
議案第143号 指定管理者の指定について	138
議案第144号 指定管理者の指定について	139
議案第145号 指定管理者の指定について	140
議案第146号 指定管理者の指定について	141
議案第147号 指定管理者の指定について	144
議案第148号 指定管理者の指定について	148
議案第149号 指定管理者の指定について	149
議案第150号 指定管理者の指定について	150
諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について	151

議案第 96 号

**令和 7 年度新潟市一般会計補正予算（第 5 号）**

令和 7 年度新潟市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,386,137 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 444,626,448 千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条　繰越明許費の追加は、「第 2 表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条　債務負担行為の追加は、「第 3 表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条　地方債の変更は、「第 4 表　地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

新潟市長　中原　八一

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 国庫支出金		81,157,914	1,977,550	83,135,464
	1 国庫負担金	60,800,808	1,785,700	62,586,508
	2 国庫補助金	20,032,321	191,850	20,224,171
20 県支出金		23,333,194	695,844	24,029,038
	1 県負担金	15,310,921	584,900	15,895,821
	2 県補助金	5,984,262	79,200	6,063,462
	3 委託金	2,008,011	31,744	2,039,755
23 繰入金		410,913	5,848,956	6,259,869
	2 基金繰入金	90,159	5,848,956	5,939,115
24 繰越金		625,823	5,679,487	6,305,310
	1 繰越金	625,823	5,679,487	6,305,310
26 市債		33,934,000	184,300	34,118,300
	1 市債	33,934,000	184,300	34,118,300
歳 入 合 計		430,240,311	14,386,137	444,626,448

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		1,027,329	6,994	1,034,323
	1 議会費	1,027,329	6,994	1,034,323
2 総務費		48,047,392	6,900,507	54,947,899
	1 総務管理費	42,718,684	6,704,581	49,423,265
	2 徴税費	3,164,290	73,944	3,238,234
	3 戸籍住民基本台帳費	984,694	30,641	1,015,335
	4 選挙費	408,321	33,794	442,115
	5 統計調査費	474,793	42,618	517,411
	6 人事委員会費	117,468	801	118,269
	7 監査委員費	179,142	14,128	193,270
3 民生費		141,882,801	4,201,432	146,084,233
	1 社会福祉費	13,255,503	57,847	13,313,350
	2 児童福祉費	53,579,448	3,588,886	57,168,334
	3 障がい福祉費	27,353,019	57,899	27,410,918
	4 生活保護費	17,909,779	1,468	17,911,247
	5 老人福祉費	27,868,655	357,290	28,225,945
	6 国民年金費	87,206	1,228	88,434
	7 災害救助費	1,829,191	136,814	1,966,005
4 衛生費		30,711,801	808,091	31,519,892
	1 保健衛生費	17,933,707	188,940	18,122,647
	2 清掃費	12,778,094	619,151	13,397,245
5 労働費		683,965	10,514	694,479
	1 労働諸費	683,965	10,514	694,479

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		6,128,277	57,815	6,186,092
	1 農業費	2,880,676	54,267	2,934,943
	2 農地費	2,815,108	1,823	2,816,931
	3 水産業費	432,493	1,725	434,218
7 商工費		11,400,754	3,428	11,404,182
	1 商業費	9,171,301	△ 14,344	9,156,957
	2 工業費	2,229,453	17,772	2,247,225
8 土木費		61,423,233	509,263	61,932,496
	2 道路橋りょう費	27,224,665	89,366	27,314,031
	3 港湾空港費	479,252	△ 2,285	476,967
	4 都市計画費	24,322,474	352,360	24,674,834
	5 公園緑地費	2,827,458	8,329	2,835,787
	7 建築費	4,213,015	24,468	4,237,483
	8 住宅費	1,682,334	37,025	1,719,359
		11,315,498	283,576	11,599,074
9 消防費	1 消防費	11,315,498	283,576	11,599,074
		11,315,498	283,576	11,599,074
10 教育費		60,712,289	1,604,517	62,316,806
	1 教育総務費	7,158,452	187,984	7,346,436
	2 小学校費	24,825,582	670,496	25,496,078
	3 中学校費	14,775,305	475,847	15,251,152
	4 高等学校費	1,390,421	84,138	1,474,559
	5 幼稚園費	367,131	26,855	393,986
	6 特別支援学校費	1,603,755	39,444	1,643,199
	7 生涯学習費	2,950,946	53,209	3,004,155
	8 保健給食費	7,640,697	66,544	7,707,241
歳出合計		430,240,311	14,386,137	444,626,448

第2表 繰越明許費補正

## 1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電子入札システム改修事業	65,600
		旧小須戸新栄町住宅埋設物撤去事業	23,100
		寄居コミュニティハウス解体事業	4,400
3 民生費	2 児童福祉費	旧葛塚ひまわりクラブ解体事業	38,800
		旧葛塚東児童館解体事業	33,900
		山田保育園解体事業	5,300
	3 障がい福祉費	旧あすなろ福祉園解体事業	4,000
	5 老人福祉費	高齢者福祉システム再構築事業	341,000
	7 災害救助費	液状化等被害住宅修繕支援事業	130,000
4 衛生費	1 保健衛生費	検査分析機器更新事業	35,000
		佐潟野鳥観察舎建替事業	33,000
	2 清掃費	清掃センター修繕事業	551,500
5 労働費	1 労働諸費	旧新潟市職業訓練センター解体事業	8,100
8 土木費	2 道路橋りょう費	私道災害復旧支援事業	82,000
	4 都市計画費	街区単位の液状化対策事業	280,000
		新潟駅周辺整備事業	1,540,000
9 消防費	1 消防費	消防業務システム更新事業	29,000
10 教育費	8 保健給食費	学校給食センター施設修繕事業	24,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
ふるさと新潟市応援寄附金事業	令和 8年度		75,000
道路橋りょう維持補修平準化事業	令和 8年度		2,483,100
道路橋りょう新設改良平準化事業	令和 8年度		300,000
主要地方道新潟中央環状線（信濃川渡河工区）橋りょう整備事業	令和 8年度から 令和 9年度まで		300,000
都市計画道路鳥屋野潟南部東西線等整備事業	令和 8年度から 令和 9年度まで		1,320,000
公共建築物保全適正化推進事業	令和 8年度から 令和 9年度まで		3,419,000
公共建築物特定天井安全対策事業	令和 8年度		326,800
学校給食管理費（調理委託）	令和 8年度		17,600

第4表 地方債補正

## 1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
環境保全施設整備事業費	2,200	普通貸借(ただし、又は債券方式で借り発行(他の地方公金及び地方公共団体金共団体との共同発行を行った後においては、当該見直し後の利率。)	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	18,500	普通貸借(ただし、又は債券方式で借り発行(他の地方公金及び地方公共団体金共団体との共同発行を行った後においては、当該見直し後の利率。)	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
ごみ処理施設整備事業費	1,838,500				1,858,500			
雨水排水対策事業費	430,000				480,000			
給食施設整備事業費	139,500				157,500			
その他施設災害復旧事業費	171,200				251,200			

議案第 97 号

**令和 7 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）**

令和 7 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39, 330 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69, 976, 631 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		6,521,401	39,330	6,560,731
	1 他会計繰入金	6,078,887	39,330	6,118,217
歳入	合計	69,937,301	39,330	69,976,631

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		1,994,144	37,167	2,031,311
	1 総務管理費	1,991,574	37,167	2,028,741
4 保健事業費		629,046	2,163	631,209
	1 保健事業費	65,354	210	65,564
	2 特定健康診査等事業費	563,692	1,953	565,645
歳 出	合 計	69,937,301	39,330	69,976,631

議案第 98 号

**令和 7 年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）**

令和 7 年度新潟市の中卸市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,459 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,136,607 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		359,026	1,306	360,332
	1 他会計繰入金	234,226	1,306	235,532
4 繰越金		1	17,153	17,154
	1 繰越金	1	17,153	17,154
歳 入	合 計	1,118,148	18,459	1,136,607

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中央卸売市場費		628, 172	4, 352	632, 524
	1 市場費	628, 172	4, 352	632, 524
3 基金積立金		198, 585	14, 107	212, 692
	1 基金積立金	198, 585	14, 107	212, 692
歳 出	合 計	1, 118, 148	18, 459	1, 136, 607

第2表 繼越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 中央卸売市場 費	1 市場費	電話交換設備更新事業	94,000

議案第 99 号

**令和 7 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 2 号）**

令和 7 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,033 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 88,027,500 千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表　歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 5 日提出

新潟市長　中原　八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		13,956,697	18,033	13,974,730
	1 一般会計繰入金	13,003,828	18,033	13,021,861
歳 入	合 計	88,009,467	18,033	88,027,500

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		2,018,242	19,336	2,037,578
	1 総務管理費	1,317,252	19,317	1,336,569
	3 介護認定調査・審査会費	527,927	19	527,946
3 地域支援事業費		3,110,444	△ 1,303	3,109,141
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,553,549	1,084	2,554,633
	3 包括的支援事業・任意事業費	509,320	△ 2,387	506,933
歳 出 合 計		88,009,467	18,033	88,027,500

議案第100号

## 令和7年度新潟市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第3号中「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 20, 589, 530千円」を「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 20, 639, 530千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	31,673,585	78,873 △22,592	31,729,866
第1項 営業費用	27,718,301	78,873 △22,592	27,774,582

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 13, 482, 895千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 591, 647千円、当年度損益勘定留保資金等 12, 891, 248千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 13, 496, 851千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 587, 865千円、当年度損益勘定留保資金等 12, 892, 265千円及び当年度利益剰余金処分額 16, 721千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

## 収入

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	30,833,324	50,000	30,883,324
第3項 他会計補助金	3,245,422	50,000	3,295,422

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	44,316,219	71,985 △8,029	44,380,175
第1項 建設改良費	22,330,242	71,985 △8,029	22,394,198

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、  
次のとおり補正する。

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟第4処理分区 新潟4-1号幹線管更生工事	令和8年度	130,000
松浜雨水ポンプ場調整池工事	令和8年度	593,000

(変更)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
鳥屋野排水区				
雨水バイパス管 8	令和8年度から 令和9年度まで	1,555,000	令和8年度から 令和10年度まで	1,555,000
下水道工事				

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	1,465,252	1,492,894

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「15, 179, 442千円」を「15, 229, 442千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第10条の次に次の1条を加える。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち16, 721千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 16, 721千円

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

議案第101号

### 令和7年度新潟市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度新潟市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	18,577,090	160,224 △51,691	18,685,623
第1項 営業費用	17,380,947	160,224 △51,691	17,489,480

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,946,385千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,985,317千円は、」に、「、当年度損益勘定留保資金5,910,265千円」を「、当年度損益勘定留保資金5,802,686千円」に、「及び建設改良積立金396,524千円で」を「及び建設改良積立金543,035千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	11,869,489	38,932	11,908,421
第1項 建設改良費	8,435,517	38,932	8,474,449

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職員給与費	2,811,884	2,958,434

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

議案第102号

**令和7年度新潟市病院事業会計補正予算（第1号）**

（総則）

第1条 令和7年度新潟市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	30,188,363	818,951	31,007,314
第1項 医業費用	29,732,071	818,951	30,551,022

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補正前	補正後
（1）職員給与費	14,118,191	14,925,077

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

議案第103号

## 新潟市給与条例等の一部改正について

新潟市給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市給与条例の一部改正)

第1条 新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「月額31万円」を「月額31万800円」に改める。

第18条第2項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「7, 400円」を「7, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に、「1万1, 100円」を「1万1, 550円」に改める。

第21条第3項中「職員」の次に「（以下「管理監督職員」という。）」を加える。

第21条の2第1項及び第2項中「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員」を「管理監督職員」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第23条第3項第1号及び第2号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

一般俸給表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号俸	俸給月額							
定年	1	195,800	242,100	270,300	296,500	319,300	346,700	389,800	429,900	482,200
前	2	196,900	243,000	271,400	298,000	321,200	348,600	392,000	432,300	485,200
再任	3	198,100	244,300	272,600	299,200	323,100	350,400	393,900	434,800	488,300
用	4	199,200	245,600	273,400	300,500	324,900	352,300	395,900	437,200	491,300
短時	5	200,300	247,000	274,000	301,900	326,400	354,400	397,700	439,200	494,000
間	6	202,000	248,100	275,100	303,500	328,100	356,300	399,400	441,500	496,900
勤務	7	203,600	249,600	276,300	304,900	329,300	358,200	401,300	443,700	500,000
職員	8	205,200	251,000	277,400	306,600	330,600	360,200	403,100	446,000	503,100
以外の職員	9	206,700	251,800	278,300	308,100	332,500	362,200	404,900	447,900	505,800
の職員	10	208,200	252,800	279,700	309,900	334,500	364,300	407,200	450,100	508,700
員	11	209,800	254,300	280,400	311,400	336,200	366,200	409,500	452,300	512,200
外	12	211,400	255,300	281,700	312,900	338,400	368,400	411,600	454,500	514,900
の職員	13	213,000	256,400	282,900	314,500	340,100	369,900	413,700	456,300	517,600
員	14	214,700	257,500	283,800	316,100	342,200	371,500	416,100	458,300	519,900
の職員	15	216,400	258,700	284,900	317,100	344,300	372,900	418,100	460,200	522,200
員	16	218,000	259,800	285,800	318,300	346,200	374,400	420,500	462,200	524,400
	17	219,200	260,800	286,700	320,200	348,000	376,100	422,300	464,100	526,500

		18	220, 800	262, 100	287, 800	321, 900	349, 900	377, 500	424, 400	465, 800	528, 000
		19	222, 400	263, 400	288, 900	323, 300	351, 800	378, 700	426, 200	467, 600	529, 300
		20	223, 900	264, 300	289, 700	325, 300	353, 900	380, 000	428, 300	469, 300	530, 600
		21	225, 400	264, 900	290, 800	327, 000	355, 300	381, 500	429, 900	470, 800	531, 700
		22	227, 000	266, 100	292, 200	329, 000	357, 000	383, 000	431, 700	472, 100	533, 100
		23	228, 600	267, 400	293, 300	330, 900	358, 400	384, 500	433, 700	473, 600	534, 400
		24	230, 200	268, 600	294, 800	332, 900	360, 200	386, 000	435, 600	475, 000	535, 800
		25	231, 800	269, 400	296, 100	334, 500	361, 600	387, 600	437, 400	476, 500	536, 800
		26	233, 500	270, 500	297, 400	336, 500	362, 900	389, 600	439, 000	477, 800	538, 000
		27	234, 700	271, 300	298, 800	338, 100	364, 100	391, 400	440, 500	479, 200	539, 000
		28	236, 400	272, 200	300, 300	340, 200	365, 600	393, 400	442, 100	480, 400	540, 300
		29	237, 600	273, 000	301, 800	341, 800	366, 900	395, 000	443, 700	481, 300	541, 200
		30	238, 600	273, 800	303, 200	343, 600	368, 300	396, 800	444, 900	482, 000	542, 100
		31	239, 900	274, 600	304, 400	345, 000	369, 700	398, 500	446, 200	482, 800	542, 700
		32	241, 100	275, 100	305, 700	346, 600	371, 300	400, 300	447, 500	483, 500	543, 700
		33	242, 200	275, 800	306, 800	347, 900	372, 600	401, 800	448, 600	484, 000	544, 400
		34	242, 800	276, 200	308, 200	349, 300	374, 500	403, 400	449, 700	484, 800	545, 600
		35	243, 500	276, 900	309, 500	350, 800	376, 000	404, 900	451, 100	485, 300	546, 100
		36	244, 600	277, 500	311, 000	352, 300	377, 700	406, 600	452, 300	486, 000	547, 000
		37	245, 500	278, 000	312, 200	353, 500	379, 200	408, 200	453, 600	486, 600	548, 000
		38	246, 300	279, 100	313, 900	355, 100	380, 500	409, 400	454, 400	487, 300	548, 900
		39	246, 900	279, 500	315, 700	356, 700	381, 800	410, 500	455, 200	487, 700	549, 900
		40	247, 500	280, 600	317, 400	358, 400	383, 400	411, 700	456, 100	488, 200	550, 600
		41	248, 300	281, 500	318, 700	359, 700	384, 500	412, 700	456, 600	488, 900	551, 500
		42	248, 800	282, 400	320, 300	361, 600	385, 500	413, 900	457, 400	489, 200	

		43	249, 300	283, 400	321, 600	363, 400	386, 700	414, 900	458, 100	489, 600	
		44	249, 900	284, 300	323, 100	365, 300	387, 900	416, 000	458, 800	490, 100	
		45	250, 700	285, 200	324, 500	366, 600	388, 700	416, 700	459, 400	490, 600	
		46	251, 300	286, 100	325, 800	368, 200	389, 600	417, 200	460, 200		
		47	251, 900	287, 000	326, 900	369, 700	390, 400	417, 800	460, 800		
		48	252, 500	287, 700	328, 200	371, 200	391, 300	418, 400	461, 500		
		49	252, 900	288, 700	329, 200	372, 700	392, 200	419, 100	462, 100		
		50	253, 500	289, 400	330, 100	373, 900	393, 000	419, 700	462, 800		
		51	254, 100	290, 100	331, 100	375, 000	393, 800	420, 300	463, 200		
		52	254, 600	291, 100	332, 200	376, 100	394, 500	420, 900	463, 800		
		53	254, 800	291, 600	333, 200	377, 000	395, 300	421, 500	464, 200		
		54	255, 200	292, 500	334, 500	378, 100	395, 900	422, 200	464, 700		
		55	255, 600	293, 400	335, 600	379, 000	396, 600	422, 900	465, 100		
		56	255, 900	294, 400	336, 800	380, 000	397, 300	423, 500	465, 700		
		57	256, 200	295, 300	338, 000	380, 900	397, 900	424, 000	466, 100		
		58	256, 600	296, 100	339, 200	381, 600	398, 400	424, 700	466, 400		
		59	256, 800	296, 900	340, 200	382, 300	398, 900	425, 300	466, 900		
		60	257, 200	297, 900	341, 300	383, 000	399, 600	425, 900	467, 400		
		61	257, 600	298, 900	342, 100	383, 400	399, 900	426, 300	467, 900		
		62	257, 900	299, 400	343, 100	384, 000	400, 600	426, 800			
		63	258, 200	299, 800	343, 900	384, 600	401, 300	427, 400			
		64	258, 400	300, 300	344, 900	385, 300	401, 900	428, 000			
		65	258, 600	300, 800	345, 500	385, 700	402, 200	428, 300			
		66	258, 800	301, 200	346, 200	386, 300	402, 900	428, 700			
		67	259, 100	301, 600	347, 000	386, 900	403, 400	429, 100			

	68	259, 400	302, 000	347, 800	387, 600	404, 000	429, 500				
	69	259, 700	302, 300	348, 500	388, 000	404, 400	429, 900				
	70	259, 900	302, 700	349, 200	388, 700	405, 000	430, 200				
	71	260, 100	303, 100	349, 800	389, 200	405, 500	430, 500				
	72	260, 400	303, 500	350, 400	389, 800	406, 100	431, 000				
	73	260, 600	303, 900	350, 900	390, 200	406, 400	431, 400				
	74	260, 800	304, 300	351, 500	390, 900	407, 000	431, 800				
	75	261, 100	304, 600	352, 000	391, 400	407, 300	432, 300				
	76	261, 500	304, 900	352, 600	392, 000	407, 700	432, 700				
	77	261, 800	305, 300	352, 800	392, 300	408, 000	433, 000				
	78	262, 000	305, 600	353, 200	392, 800	408, 300					
	79	262, 300	305, 900	353, 600	393, 400	408, 600					
	80	262, 500	306, 100	354, 000	394, 000	408, 900					
	81	262, 700	306, 300	354, 400	394, 400	409, 200					
	82	263, 000	306, 600	354, 800	394, 900	409, 500					
	83	263, 200	306, 900	355, 200	395, 400	409, 900					
	84	263, 400	307, 200	355, 700	395, 700	410, 200					
	85	263, 700	307, 500	356, 100	396, 100	410, 500					
	86	264, 000	307, 800	356, 600	396, 400	410, 800					
	87	264, 200	308, 100	357, 100	396, 700	411, 100					
	88	264, 600	308, 400	357, 500	397, 000	411, 400					
	89	265, 100	308, 700	357, 800	397, 400	411, 700					
	90	265, 500	309, 000	358, 300	397, 700	412, 000					
	91	265, 800	309, 300	358, 600	398, 000	412, 300					
	92	266, 100	309, 500	359, 000	398, 300	412, 600					

93	266, 300	309, 800	359, 300	398, 500	412, 900			
94		310, 100	359, 700	398, 800				
95		310, 400	360, 100	399, 100				
96		310, 700	360, 600	399, 400				
97		311, 000	360, 900	399, 600				
98		311, 300	361, 100	399, 900				
99		311, 500	361, 600	400, 200				
100		311, 800	362, 100	400, 500				
101		312, 100	362, 400	400, 800				
102		312, 400	362, 700					
103		312, 700	363, 000					
104		313, 000	363, 300					
105		313, 300	363, 700					
106		313, 600	364, 100					
107		313, 900	364, 500					
108		314, 200	365, 000					
109		314, 500	365, 400					
110		314, 800	365, 700					
111		315, 100	366, 100					
112		315, 300	366, 500					
113		315, 600	366, 800					
114		315, 900						
115		316, 200						
116		316, 500						
117		316, 800						

	118		317,100								
	119		317,400								
	120		317,700								
	121		317,900								
	122		318,200								
	123		318,500								
	124		318,800								
	125		319,100								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 俸給月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		199,000	225,900	271,700	292,600	308,300	334,900	377,800	412,300	465,500	

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第3

1条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

医療職俸給表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定期			円	円	円
年	1	309,600	385,800	442,300	506,600
前	2	311,500	388,400	445,100	508,900
再	3	313,300	390,900	447,000	510,900
任	4	315,200	393,500	449,300	512,800
用	5	316,900	395,700	451,500	514,700
短	6	320,400	398,400	453,400	516,200
時	7	323,800	400,900	455,100	517,600
間	8	327,300	403,200	456,700	518,800
勤	9	330,300	405,300	458,300	520,000
務	10	333,900	407,300	460,600	521,300
職	11	337,500	409,400	463,100	522,900
員	12	341,200	412,000	465,400	524,200
以	13	344,300	414,500	467,200	525,900
外	14	347,600	417,700	469,200	527,300
の	15	350,900	420,500	471,400	529,300
職	16	354,200	423,800	473,300	531,500
員	17	357,300	426,500	475,000	533,400

18	360, 200	428, 700	477, 300	535, 400
19	363, 200	430, 800	479, 300	537, 300
20	366, 300	433, 200	481, 500	539, 300
21	369, 100	435, 200	482, 900	540, 700
22	372, 600	437, 000	485, 100	542, 600
23	375, 600	438, 600	487, 200	544, 500
24	378, 500	440, 100	489, 600	546, 400
25	381, 800	441, 600	491, 400	548, 100
26	383, 900	443, 500	493, 600	549, 800
27	385, 800	445, 400	495, 600	551, 600
28	387, 700	447, 300	497, 400	553, 500
29	389, 400	449, 200	499, 100	554, 900
30	390, 900	450, 700	500, 600	556, 700
31	392, 400	452, 200	502, 200	558, 500
32	394, 100	453, 700	503, 600	560, 300
33	395, 500	455, 400	504, 900	562, 000
34	397, 600	457, 100	505, 900	563, 800
35	399, 200	458, 600	507, 500	565, 700
36	401, 200	460, 400	508, 900	567, 400
37	402, 700	462, 100	510, 100	568, 700
38	404, 500	464, 100	511, 700	570, 300
39	406, 200	465, 700	513, 500	571, 900
40	407, 700	467, 500	515, 300	573, 500
41	409, 300	469, 200	516, 700	575, 100
42	409, 800	470, 900	518, 500	576, 500

	43	410, 100	472, 300	520, 200	577, 900
	44	410, 600	473, 600	522, 000	579, 300
	45	411, 300	474, 900	523, 500	580, 400
	46	412, 400	475, 900	525, 200	581, 400
	47	413, 400	476, 900	527, 000	582, 400
	48	414, 500	477, 900	528, 800	583, 500
	49	415, 300	479, 100	530, 200	584, 400
	50	415, 700	480, 100	531, 500	585, 200
	51	416, 000	481, 100	532, 700	586, 100
	52	416, 400	482, 100	534, 000	587, 000
	53	416, 800	483, 400	535, 100	587, 800
	54	417, 500	484, 400	536, 400	588, 700
	55	418, 000	485, 400	537, 600	589, 600
	56	418, 600	486, 400	538, 800	590, 500
	57	419, 200	487, 500	539, 900	591, 100
	58	419, 900	488, 500	540, 800	592, 000
	59	420, 400	489, 300	541, 700	592, 900
	60	420, 900	490, 300	542, 700	593, 800
	61	421, 300	490, 900	543, 400	594, 800
	62	421, 700	491, 600	544, 300	595, 700
	63	422, 000	492, 300	545, 200	596, 600
	64	422, 400	493, 000	546, 100	597, 500
	65	422, 700	493, 500	546, 800	598, 500
	66		494, 100	547, 700	
	67		494, 800	548, 600	

		495, 400	549, 500	
	68			
	69	495, 700	550, 300	
	70	496, 400	551, 200	
	71	497, 100	552, 100	
	72	497, 800	553, 000	
	73	498, 200	553, 700	
	74	498, 800	554, 600	
	75	499, 500	555, 400	
	76	500, 100	556, 300	
	77	500, 500	557, 000	
	78	501, 100	557, 800	
	79	501, 700	558, 600	
	80	502, 300	559, 600	
	81	502, 800	560, 200	
	82	503, 300	561, 000	
	83	503, 900	561, 800	
	84	504, 500	562, 600	
	85	504, 900	563, 300	
	86	505, 500	564, 200	
	87	506, 000	565, 100	
	88	506, 600	566, 000	
	89	506, 900	566, 900	
	90	507, 500		
	91	508, 100		
	92	508, 700		

	93		509,100		
	94		509,700		
	95		510,300		
	96		510,900		
	97		511,300		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円
		317,600	361,000	417,700	492,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるも

のに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職俸給表 (2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	俸給月額						
定期			円	円	円	円	円	円	円
年	1	201,000	235,200	268,500	287,700	311,900	353,500	393,600	458,800
前	2	202,900	237,000	269,800	288,300	313,500	355,500	396,000	461,300
再	3	204,800	238,800	270,900	288,900	315,300	357,700	398,400	463,800
任	4	206,700	240,600	271,800	290,000	317,000	359,700	400,700	466,400
用	5	208,700	242,200	272,300	290,900	318,700	361,500	402,900	468,900
短	6	210,900	243,900	273,300	292,000	320,500	363,700	405,200	471,500
時	7	213,000	245,600	274,400	292,500	322,200	365,500	407,600	474,000
間	8	215,100	247,300	275,000	293,100	323,900	367,300	410,300	476,500
勤	9	217,000	249,000	275,600	293,700	325,600	368,900	412,300	479,000
務	10	218,900	250,000	276,200	294,300	327,100	370,800	414,700	481,500
職	11	220,700	251,100	276,900	294,700	328,100	372,200	416,900	484,000
員	12	222,800	252,400	277,700	295,300	329,400	373,700	419,500	486,400
以	13	224,500	253,300	278,600	295,800	331,300	374,900	421,200	489,000
外	14	226,500	254,300	279,100	296,700	333,100	376,600	423,300	490,500
の	15	228,700	255,100	279,700	297,300	334,900	378,000	425,400	491,900
職	16	230,800	255,900	280,900	298,200	336,800	379,300	427,600	493,300
員	17	232,900	256,700	281,500	298,900	338,700	380,600	429,300	494,600

	18	233, 400	257, 800	282, 300	300, 300	340, 700	382, 300	431, 300	496, 000
	19	234, 100	258, 900	282, 900	301, 600	342, 600	384, 100	433, 400	497, 200
	20	234, 800	260, 000	283, 700	303, 100	344, 500	385, 700	435, 400	498, 400
	21	235, 200	260, 700	284, 500	304, 300	346, 300	387, 300	437, 200	499, 800
	22	236, 500	261, 600	285, 000	305, 600	348, 300	389, 000	438, 600	501, 100
	23	237, 700	262, 500	285, 500	307, 100	350, 000	390, 700	440, 200	502, 500
	24	238, 900	263, 200	286, 200	308, 500	351, 700	392, 800	441, 900	503, 800
	25	240, 100	263, 900	286, 700	309, 800	353, 100	394, 300	443, 200	504, 900
	26	241, 000	264, 400	287, 600	311, 400	354, 700	396, 100	444, 400	506, 200
	27	241, 900	265, 100	288, 300	312, 600	356, 000	397, 900	445, 700	507, 500
	28	242, 800	265, 800	289, 100	314, 100	357, 400	399, 700	447, 000	508, 800
	29	243, 600	266, 500	289, 800	315, 600	358, 800	401, 300	448, 300	510, 300
	30	244, 200	267, 300	291, 100	316, 900	360, 100	403, 000	449, 600	511, 400
	31	245, 000	268, 200	292, 200	318, 400	361, 400	404, 700	450, 900	512, 500
	32	245, 800	269, 400	293, 300	319, 800	362, 600	406, 500	452, 000	513, 700
	33	246, 500	270, 100	294, 000	321, 300	363, 700	407, 900	453, 000	515, 000
	34	247, 200	271, 000	295, 600	323, 000	365, 300	409, 000	454, 300	515, 900
	35	247, 700	271, 700	296, 800	324, 700	366, 800	410, 300	455, 500	516, 800
	36	248, 500	272, 500	298, 000	326, 300	368, 300	411, 600	456, 700	517, 800
	37	249, 000	273, 300	299, 200	327, 600	369, 600	412, 600	458, 100	518, 900
	38	249, 600	274, 200	300, 500	329, 100	371, 000	413, 600	458, 900	
	39	250, 400	274, 800	301, 700	330, 400	372, 600	414, 700	459, 600	
	40	251, 100	275, 600	302, 900	331, 800	374, 200	415, 900	460, 400	
	41	251, 600	276, 400	304, 000	333, 300	375, 300	416, 700	460, 800	
	42	252, 200	277, 000	305, 200	334, 400	376, 600	417, 400	461, 400	

		43	252,700	277,600	306,700	335,600	377,800	418,000	461,900		
		44	253,200	277,900	308,000	336,500	379,200	418,900	462,500		
		45	253,700	278,600	309,300	337,200	379,900	419,200	462,900		
		46	254,100	279,500	311,000	338,500	381,100	419,800	463,300		
		47	254,600	280,300	312,600	339,300	382,300	420,400	463,800		
		48	255,000	281,400	314,000	340,800	383,500	421,000	464,300		
		49	255,300	282,300	315,100	341,500	384,400	421,500	464,500		
		50	255,600	283,400	316,600	342,400	385,300	422,000	464,900		
		51	256,000	284,200	317,800	343,300	386,300	422,700	465,400		
		52	256,400	285,300	319,000	344,300	387,300	423,300	465,900		
		53	256,800	286,000	320,000	345,100	388,000	423,900	466,100		
		54	257,100	286,700	320,900	345,500	388,800	424,500			
		55	257,300	287,400	322,000	346,600	389,700	425,200			
		56	257,600	288,400	322,900	347,700	390,500	425,800			
		57	258,000	289,300	323,700	348,100	391,300	426,100			
		58	258,300	290,200	324,600	349,100	391,900	426,600			
		59	258,500	291,200	325,400	349,900	392,700	427,000			
		60	258,700	292,100	326,300	350,800	393,400	427,400			
		61	259,000	292,900	327,000	351,400	393,900	427,700			
		62	259,300	293,900	328,000	352,100	394,600	428,000			
		63	259,500	294,800	329,000	352,800	395,300	428,500			
		64	259,800	295,700	329,900	353,500	395,800	429,000			
		65	260,100	296,500	330,700	353,900	396,100	429,300			
		66	260,300	297,300	331,300	354,400	396,800				
		67	260,500	297,900	332,000	355,000	397,500				

68	260,700	298,800	332,700	355,600	398,100		
69	261,000	299,500	333,100	356,200	398,400		
70	261,200	300,100	333,900	356,800	399,000		
71	261,500	300,700	334,500	357,400	399,500		
72	261,800	301,300	335,300	358,000	400,000		
73	262,100	301,700	335,900	358,300	400,500		
74	262,300	302,000	336,500	358,700	401,000		
75	262,500	302,300	337,100	359,200	401,500		
76	262,700	302,600	337,700	359,800	402,100		
77	263,000	302,800	338,200	360,200	402,600		
78	263,300	303,100	338,600	360,700	403,100		
79	263,500	303,400	339,000	361,200	403,600		
80	263,800	303,700	339,500	361,600	404,100		
81	264,000	304,000	340,000	361,900	404,400		
82	264,300	304,200	340,400	362,300	404,800		
83	264,500	304,500	340,900	362,700	405,200		
84	264,800	304,800	341,400	363,000	405,700		
85	265,000	305,000	341,700	363,400	406,100		
86		305,300	342,000	363,700			
87		305,500	342,300	364,000			
88		305,800	342,700	364,400			
89		306,000	343,000	364,600			
90		306,300	343,300	364,900			
91		306,600	343,700	365,300			
92		306,900	344,000	365,700			

			307,200	344,300	366,000				
	93		307,500	344,600	366,400				
	94		307,800	344,900	366,800				
	95		308,100	345,300	367,100				
	96		308,400	345,600	367,300				
	97		308,700	345,900	367,600				
	98		309,000	346,200	368,000				
	99		309,300	346,500	368,400				
	100		309,500	346,800	368,800				
	101		309,800	347,100	369,200				
	102		310,100	347,400	369,600				
	103		310,400	347,700	370,000				
	104		310,700	347,900	370,500				
	105			348,200					
	106			348,500					
	107			348,800					
	108			349,100					
	109			349,400					
	110			349,700					
	111			350,000					
	112			350,300					
	113								
定 年 前		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円

再任用短時間勤務職員	200,500	226,700	259,600	273,700	300,700	342,700	385,800	449,500
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職俸給表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年	1		円	円	円	円	円	円
	2	221,400	254,300	288,800	302,800	318,000	355,600	395,100
前	1		円	円	円	円	円	円
	2	222,900	256,400	289,900	303,200	319,400	357,700	397,300

再	3	224,300	258,800	291,100	303,600	320,500	359,600	399,900
任	4	225,800	260,900	292,100	304,000	321,900	361,600	402,500
用	5	227,300	263,300	292,800	304,400	323,200	363,300	404,700
短	6	229,300	264,000	293,100	304,800	324,700	365,000	407,100
時	7	231,500	264,900	293,400	305,200	326,000	366,600	409,500
間	8	233,700	265,800	293,800	305,500	327,700	368,500	411,900
勤	9	235,500	266,900	294,200	305,900	329,000	369,900	413,700
務	10	237,500	268,000	294,400	306,500	330,500	371,200	415,900
職	11	239,500	269,000	294,700	307,000	331,800	372,600	418,300
員	12	241,500	269,800	295,000	307,400	333,100	373,900	420,500
以	13	243,300	270,600	295,500	308,000	334,400	375,300	422,600
外	14	245,600	271,300	295,800	308,600	335,600	376,900	424,700
の	15	247,800	272,200	296,000	309,100	337,000	378,800	426,900
職	16	250,100	272,700	296,300	309,800	338,400	380,700	429,100
員	17	252,500	273,300	296,500	310,300	339,700	382,300	431,200
	18	254,700	274,100	296,900	311,200	341,200	384,000	433,100
	19	257,100	274,600	297,300	311,800	342,800	386,000	435,300
	20	259,400	275,200	297,500	312,700	344,200	388,100	437,400
	21	261,700	275,600	297,800	313,500	345,500	390,000	439,200
	22	262,400	276,600	298,300	314,500	346,800	392,100	441,100
	23	263,100	277,700	298,800	315,600	348,200	394,200	443,000
	24	263,900	279,200	299,200	317,000	349,500	396,200	444,900
	25	264,500	279,800	299,600	317,700	350,600	398,000	446,600
	26	265,500	280,800	300,100	319,000	351,600	399,900	448,200
	27	266,300	282,100	300,500	320,100	352,700	401,900	449,900

	28	267,200	282,900	301,100	321,700	354,200	403,800	451,400
	29	268,000	283,900	301,600	322,500	355,200	405,500	452,600
	30	268,500	284,400	302,600	323,600	356,200	407,300	454,100
	31	268,800	284,900	303,500	324,700	357,100	409,100	455,700
	32	269,300	285,400	304,400	325,700	357,800	411,000	457,100
	33	269,700	285,800	305,500	326,700	358,900	412,700	458,900
	34	270,100	286,100	306,600	328,100	360,100	414,300	460,500
	35	270,500	286,300	307,500	329,600	361,500	416,100	462,000
	36	270,900	286,500	308,600	331,100	362,700	417,800	463,500
	37	271,200	286,700	309,500	332,100	364,000	419,400	464,900
	38	271,900	287,100	310,600	333,500	365,100	421,100	466,200
	39	272,600	287,500	311,700	334,800	366,600	422,900	467,500
	40	273,500	287,900	312,800	336,200	368,100	424,600	468,700
	41	274,200	288,100	313,400	337,300	369,300	426,000	469,800
	42	274,800	288,400	314,500	338,300	370,800	427,500	470,700
	43	275,500	288,700	315,400	339,300	372,400	429,100	471,500
	44	276,100	288,900	316,400	340,600	374,000	430,500	472,300
	45	276,700	289,200	317,400	341,500	375,100	431,900	472,800
	46	277,300	289,800	318,600	342,300	376,600	433,300	473,400
	47	277,700	290,300	320,000	343,100	378,100	434,900	474,100
	48	278,100	290,700	321,300	343,900	379,300	436,300	474,900
	49	278,500	291,100	322,200	344,500	380,700	438,000	475,600
	50	278,800	291,800	323,400	345,600	382,100	439,600	476,100
	51	279,100	292,200	324,500	346,600	383,500	441,100	476,700
	52	279,300	292,800	325,700	347,600	384,800	442,600	477,300

	53	279,500	293,500	326,700	348,700	386,200	443,800	478,000
	54	280,100	294,300	327,500	349,800	387,400	445,200	478,800
	55	280,600	295,000	328,500	351,000	388,500	446,600	479,600
	56	281,100	295,900	329,600	352,400	389,600	448,000	480,400
	57	281,600	296,800	330,400	353,200	390,900	449,100	481,400
	58	282,100	297,900	331,200	354,600	391,900	449,800	
	59	282,400	298,900	331,900	355,800	392,900	450,600	
	60	282,700	300,100	332,600	357,200	393,700	451,300	
	61	283,100	301,100	333,200	358,300	394,400	451,700	
	62	283,400	302,100	334,200	359,500	395,200	452,400	
	63	283,700	303,200	335,200	360,800	395,900	453,100	
	64	284,000	304,300	336,300	362,000	396,600	453,800	
	65	284,200	305,200	337,400	363,000	397,300	454,300	
	66	284,600	306,100	338,300	364,100	397,900	454,900	
	67	284,900	306,900	339,300	365,300	398,700	455,300	
	68	285,300	307,800	340,300	366,500	399,500	455,700	
	69	285,700	308,600	341,100	367,600	400,100	456,100	
	70	286,200	310,000	342,300	368,700	400,800		
	71	286,700	311,300	343,400	369,600	401,500		
	72	287,300	312,600	344,300	370,600	402,200		
	73	288,000	313,500	345,400	371,300	402,700		
	74	288,900	314,800	346,500	372,400	403,300		
	75	289,700	315,800	347,700	373,400	403,800		
	76	290,600	316,900	348,700	374,500	404,400		
	77	291,400	318,000	349,700	375,200	404,800		

78	292,000	318,900	350,900	376,000	405,400		
79	292,700	319,700	352,100	376,800	405,900		
80	293,300	320,800	353,300	377,500	406,300		
81	293,800	321,300	354,400	378,100	406,600		
82	294,500	322,000	355,500	378,600	407,000		
83	295,000	322,600	356,500	379,200	407,500		
84	295,500	323,100	357,500	379,700	408,000		
85	296,000	323,600	358,200	380,400	408,300		
86	296,800	324,500	359,200	381,000	408,600		
87	297,600	325,500	360,200	381,500	408,900		
88	298,200	326,500	361,200	382,100	409,200		
89	298,900	327,600	362,200	382,400	409,500		
90	299,600	328,400	362,900	382,800	409,800		
91	300,400	329,400	363,700	383,300	410,100		
92	301,100	330,300	364,400	384,000	410,700		
93	301,600	331,200	365,100	384,200	411,200		
94	302,200	332,000	365,700	384,700			
95	302,800	332,700	366,400	385,200			
96	303,500	333,400	367,000	385,600			
97	303,800	333,800	367,500	385,900			
98	304,200	334,400	368,000	386,400			
99	304,500	335,100	368,400	386,900			
100	304,800	335,700	368,900	387,300			
101	305,000	336,100	369,300	387,800			
102	305,500	336,700	369,700	388,300			

103	306,000	337,300	370,200	388,800
104	306,500	337,900	370,700	389,300
105	307,000	338,200	371,000	389,800
106	307,300	338,600	371,500	390,300
107	307,800	339,000	372,000	390,800
108	308,300	339,400	372,300	391,300
109	308,500	339,600	372,500	391,800
110	308,800	340,100	373,000	392,100
111	309,000	340,400	373,500	392,600
112	309,300	340,800	374,000	393,100
113	309,500	341,100	374,500	393,700
114	309,800	341,500	374,900	
115	310,200	341,900	375,400	
116	310,500	342,200	375,800	
117	310,800	342,400	376,100	
118	311,200	342,700	376,600	
119	311,600	343,000	377,000	
120	312,000	343,300	377,500	
121	312,300	343,600	377,800	
122	312,700	343,900	378,300	
123	312,900	344,200	378,800	
124	313,200	344,500	379,300	
125	313,400	344,800	379,700	
126	313,700	345,100		
127	314,100	345,400		

128	314, 400	345, 700
129	314, 700	345, 900
130	315, 000	346, 200
131	315, 300	346, 500
132	315, 600	346, 800
133	315, 800	347, 100
134	316, 100	347, 400
135	316, 400	347, 700
136	316, 700	348, 000
137	317, 000	348, 200
138	317, 300	348, 500
139	317, 600	348, 800
140	317, 900	349, 100
141	318, 200	349, 400
142	318, 500	349, 800
143	318, 800	350, 200
144	319, 100	350, 600
145	319, 300	350, 900
146	319, 600	351, 300
147	319, 900	351, 700
148	320, 200	352, 000
149	320, 500	352, 300
150	320, 800	352, 700
151	321, 100	353, 100
152	321, 400	353, 500

153	321,600	353,900						
154	321,900							
155	322,200							
156	322,500							
157	322,800							
158	323,100							
159	323,400							
160	323,700							
161	324,000							
162	324,300							
163	324,600							
164	324,900							
165	325,300							
166	325,600							
167	325,900							
168	326,200							
169	326,500							
定	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
年	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
前	円	円	円	円	円	円	円	円

再任用短時間勤務職員	247,200	271,400	279,500	290,300	307,800	346,700	392,000
------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

消防職俸給表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号俸	俸給月額						
定年	1	円	円	円	円	円	円	円	円
前	2	226,500	246,500	271,100	301,900	330,100	352,900	377,500	410,200
再任	3	228,800	248,600	272,500	302,900	331,700	354,900	379,400	411,900
	4	231,100	250,800	273,900	303,900	333,100	356,700	381,300	413,400
		233,400	252,700	275,300	305,000	334,600	358,200	383,100	415,000

用	5	235,600	254,700	276,200	306,100	335,800	360,100	385,000	416,300
短	6	237,800	257,100	277,500	306,800	337,200	361,500	387,100	417,500
時	7	239,900	259,700	278,900	307,600	338,800	362,800	389,000	418,600
間	8	242,100	262,200	280,100	308,500	340,700	364,000	391,100	420,000
勤	9	244,000	264,500	281,600	309,300	342,200	365,700	392,700	421,100
務	10	246,000	266,200	282,700	309,900	344,300	367,500	394,600	422,700
職	11	248,100	268,100	283,800	310,400	346,000	369,300	396,500	424,400
員	12	250,100	269,500	284,900	310,800	347,500	371,100	398,700	426,200
以	13	251,800	271,000	286,200	311,900	349,300	373,000	400,000	427,400
外	14	254,200	272,200	287,500	312,500	350,800	375,100	401,800	429,000
の	15	256,500	273,300	288,600	313,000	351,900	376,900	403,300	431,000
職	16	258,900	274,300	289,800	313,500	353,300	379,000	405,100	433,000
員	17	261,400	275,300	290,800	314,000	355,000	380,900	406,400	434,600
	18	262,800	276,400	291,800	315,000	356,800	382,800	407,600	436,400
	19	264,200	277,600	292,900	315,800	358,600	384,600	408,700	438,100
	20	265,700	278,700	293,900	316,800	360,400	386,700	410,200	439,800
	21	267,200	279,600	294,900	317,600	362,200	388,100	411,500	441,200
	22	268,400	280,700	295,300	318,400	364,200	389,600	413,100	442,800
	23	269,500	281,800	295,700	319,100	366,100	391,100	414,800	444,400
	24	270,600	282,900	296,300	319,700	367,900	392,700	416,500	446,000
	25	271,700	284,000	297,000	320,300	369,800	394,200	417,900	447,300
	26	272,900	285,100	297,300	321,800	371,800	395,600	419,500	448,800
	27	274,100	285,800	297,900	323,100	373,500	396,800	421,500	450,300
	28	275,200	286,800	298,200	324,300	375,500	398,100	423,400	451,900
	29	276,300	287,600	298,800	325,400	377,200	399,800	424,900	452,900

	30	277, 400	288, 700	299, 200	327, 000	378, 600	401, 500	426, 700	454, 500
	31	278, 500	289, 800	299, 600	328, 300	380, 000	403, 100	428, 400	456, 200
	32	279, 600	290, 800	300, 100	329, 700	381, 500	404, 700	430, 200	457, 900
	33	280, 700	291, 700	300, 700	330, 900	382, 700	406, 100	432, 000	459, 100
	34	281, 600	292, 300	301, 100	332, 400	384, 200	408, 000	433, 600	460, 700
	35	282, 500	292, 800	301, 500	333, 800	385, 300	410, 100	435, 200	462, 500
	36	283, 400	293, 400	302, 000	335, 000	386, 800	411, 900	436, 800	464, 000
	37	284, 400	294, 000	302, 600	336, 600	388, 400	413, 500	438, 200	465, 500
	38	285, 300	294, 400	303, 300	338, 000	390, 100	415, 000	439, 600	466, 300
	39	286, 400	294, 900	303, 700	339, 300	391, 700	416, 300	441, 000	467, 000
	40	287, 500	295, 200	304, 100	340, 600	393, 500	417, 800	442, 500	467, 700
	41	288, 400	295, 700	304, 800	342, 000	395, 100	419, 000	443, 700	468, 200
	42	288, 900	296, 200	305, 500	342, 900	397, 000	420, 000	445, 000	468, 800
	43	289, 400	296, 700	305, 900	344, 100	399, 000	421, 200	446, 300	469, 500
	44	289, 900	297, 300	306, 300	345, 400	400, 900	422, 400	447, 500	470, 100
	45	290, 200	297, 800	306, 700	346, 900	402, 500	423, 500	448, 500	470, 900
	46	290, 400	298, 200	307, 800	348, 900	404, 200	424, 600	449, 200	471, 600
	47	290, 600	298, 700	308, 900	350, 500	405, 700	425, 700	450, 000	472, 100
	48	290, 800	299, 100	309, 900	352, 200	407, 400	427, 000	450, 700	472, 700
	49	291, 100	299, 800	311, 000	353, 600	409, 100	428, 100	451, 100	473, 300
	50	291, 500	300, 500	312, 500	354, 900	410, 200	428, 800	451, 700	473, 900
	51	292, 000	300, 800	313, 600	356, 300	411, 300	429, 600	452, 300	474, 300
	52	292, 500	301, 300	314, 400	357, 800	412, 400	430, 300	453, 000	474, 900
	53	293, 000	301, 800	315, 500	359, 100	413, 500	430, 800	453, 400	475, 300
	54	293, 400	302, 400	316, 900	360, 400	414, 600	431, 500	454, 000	475, 800

	55	293, 800	302, 900	318, 100	361, 400	415, 700	432, 100	454, 700	476, 300
	56	294, 400	303, 400	319, 300	362, 700	416, 900	432, 700	455, 300	476, 800
	57	295, 100	303, 900	320, 600	363, 600	418, 100	433, 200	456, 000	477, 000
	58	295, 400	304, 800	321, 900	364, 600	418, 800	433, 700	456, 700	477, 300
	59	295, 700	305, 800	323, 000	365, 500	419, 600	434, 300	457, 300	477, 700
	60	296, 000	306, 800	324, 300	366, 700	420, 400	434, 900	457, 900	478, 100
	61	296, 400	307, 800	325, 600	367, 700	420, 900	435, 300	458, 300	478, 400
	62	296, 800	308, 800	327, 100	369, 100	421, 600	435, 800	458, 800	
	63	297, 200	309, 900	328, 500	370, 500	422, 200	436, 400	459, 200	
	64	297, 500	310, 900	329, 900	371, 800	422, 900	436, 800	459, 600	
	65	297, 900	312, 000	331, 200	372, 900	423, 200	437, 200	460, 200	
	66	298, 400	313, 000	332, 500	374, 500	423, 800	437, 800	460, 500	
	67	299, 100	314, 000	334, 000	375, 800	424, 500	438, 300	460, 900	
	68	299, 600	314, 800	335, 700	377, 300	425, 100	438, 800	461, 300	
	69	300, 200	316, 200	336, 800	378, 500	425, 500	439, 200	461, 700	
	70	301, 200	317, 100	337, 800	379, 900	426, 000	439, 600	462, 000	
	71	302, 100	318, 100	338, 600	381, 100	426, 600	439, 900	462, 300	
	72	303, 000	319, 000	339, 500	382, 600	427, 000	440, 300	462, 700	
	73	303, 900	320, 000	340, 100	383, 900	427, 300	440, 700	463, 100	
	74	304, 600	321, 400	341, 200	385, 300	427, 800	441, 100	463, 500	
	75	305, 400	322, 400	342, 300	386, 600	428, 400	441, 600	463, 900	
	76	306, 300	323, 500	343, 500	388, 000	428, 800	442, 000	464, 200	
	77	307, 100	324, 400	344, 600	389, 200	429, 000	442, 200	464, 600	
	78	307, 700	325, 700	345, 900	390, 400	429, 600	442, 500		
	79	308, 300	326, 900	347, 200	391, 600	430, 000	442, 800		

80	308,800	328,300	348,500	392,700	430,400	443,100		
81	309,600	329,200	349,900	393,900	430,800	443,400		
82	310,700	330,100	351,400	395,100	431,400	443,700		
83	311,600	330,900	353,000	396,300	431,800	444,000		
84	312,500	331,800	354,600	397,500	432,300	444,300		
85	313,500	332,500	356,100	398,500	432,600	444,600		
86	314,600	333,300	357,600	399,100	432,900			
87	315,400	334,100	359,000	399,700	433,300			
88	316,400	335,200	360,500	400,300	433,800			
89	317,200	336,100	361,800	400,900	434,100			
90	317,900	337,100	363,300	401,500	434,400			
91	318,500	338,300	364,600	402,100	434,800			
92	319,300	339,500	366,100	402,700	435,200			
93	319,600	340,400	367,500	403,000	435,500			
94	320,300	341,700	368,900	403,500				
95	321,000	343,100	370,400	404,000				
96	321,800	344,400	371,800	404,500				
97	322,400	345,400	373,300	404,800				
98	323,200	346,800	374,400	405,300				
99	324,100	348,000	375,500	405,900				
100	324,900	349,300	376,700	406,300				
101	325,700	350,600	377,800	406,500				
102	326,600	351,900	378,800	407,100				
103	327,700	353,100	380,000	407,600				
104	328,700	354,300	381,200	408,100				

105	329, 600	355, 400	382, 200	408, 400			
106	330, 100	356, 500	382, 800	408, 900			
107	330, 600	357, 600	383, 300	409, 200			
108	331, 300	358, 500	383, 900	409, 600			
109	331, 700	359, 700	384, 500	409, 900			
110	332, 300	360, 700	385, 000	410, 200			
111	332, 900	361, 700	385, 600	410, 600			
112	333, 600	362, 800	386, 100	410, 900			
113	334, 200	363, 500	386, 500	411, 100			
114	334, 900	364, 500	387, 100	411, 400			
115	335, 700	365, 500	387, 600	411, 800			
116	336, 400	366, 500	388, 100	412, 200			
117	336, 900	367, 300	388, 400	412, 500			
118	337, 700	367, 900	389, 000	412, 800			
119	338, 400	368, 400	389, 500	413, 100			
120	339, 200	369, 000	390, 000	413, 400			
121	339, 700	369, 400	390, 400	413, 700			
122	340, 300	369, 800	390, 900	414, 000			
123	340, 700	370, 300	391, 400	414, 300			
124	341, 200	370, 700	391, 900	414, 800			
125	341, 500	371, 100	392, 200	415, 200			
126		371, 600	392, 700				
127		372, 200	393, 200				
128		372, 500	393, 700				
129		372, 700	394, 000				

130		373, 200	394, 400						
131		373, 600	394, 900						
132		374, 100	395, 400						
133		374, 400	395, 700						
134		374, 900	396, 100						
135		375, 300	396, 500						
136		375, 700	396, 900						
137		375, 900	397, 200						
138		376, 200	397, 700						
139		376, 600	398, 200						
140		377, 000	398, 700						
141		377, 300	399, 000						
142		377, 700							
143		378, 200							
144		378, 700							
145		379, 000							
定	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
年	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
前	円	円	円	円	円	円	円	円	円

再任用								
短時間勤務		253,900	266,000	270,800	306,900	325,000	339,700	364,000
職員								399,600

備考 この表は、消防吏員（消防長及び消防企画監を除く。）に適用する。

別表第6（第4条関係）

福祉職俸給表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定期年	1	212,500	263,200	294,100	312,600	346,700	389,800
前	2	214,200	264,600	295,100	313,500	348,600	392,000
再任用	3	215,700	265,700	296,100	314,600	350,400	393,900
	4	217,300	267,000	297,000	315,600	352,300	395,900
	5	218,300	268,100	297,800	316,600	354,400	397,700

短時間勤務職員以外の職員	6	220,100	269,200	298,900	318,400	356,300	399,400
	7	221,800	270,300	299,800	319,900	358,200	401,300
	8	223,400	271,400	300,700	321,400	360,200	403,100
	9	224,800	272,600	301,500	323,000	362,200	404,900
	10	226,300	273,400	302,100	324,700	364,300	407,200
	11	227,900	274,300	302,700	326,200	366,200	409,500
	12	229,400	275,200	303,400	327,900	368,400	411,600
	13	230,900	275,700	304,100	329,200	369,900	413,700
	14	232,200	276,400	304,900	331,100	371,500	416,100
	15	233,400	277,400	305,900	332,800	372,900	418,100
	16	234,600	278,200	306,900	334,500	374,400	420,500
	17	235,700	279,200	308,000	336,100	376,100	422,300
	18	236,800	279,800	309,500	337,900	377,500	424,400
	19	237,800	280,600	310,700	339,300	378,700	426,200
	20	238,900	281,100	311,800	340,700	380,000	428,300
	21	239,700	281,700	312,900	342,100	381,500	429,900
	22	241,000	282,300	314,400	344,100	383,000	431,700
	23	242,400	282,900	315,600	345,900	384,500	433,700
	24	243,700	283,400	316,900	347,700	386,000	435,600
	25	245,000	284,400	318,200	349,500	387,600	437,400
	26	246,200	285,600	319,500	351,400	389,600	439,000
	27	247,400	286,700	320,700	353,100	391,400	440,500
	28	248,600	287,900	322,100	354,700	393,400	442,100
	29	249,800	289,100	323,100	356,400	395,000	443,700
	30	250,600	290,000	324,100	358,000	396,800	444,900

	31	251, 400	290, 800	325, 100	359, 700	398, 500	446, 200
	32	252, 100	291, 600	326, 200	361, 400	400, 300	447, 500
	33	252, 900	292, 500	327, 500	362, 700	401, 800	448, 600
	34	253, 500	293, 300	328, 800	364, 300	403, 400	449, 700
	35	254, 200	293, 900	330, 100	365, 800	404, 900	451, 100
	36	254, 800	294, 700	331, 300	367, 200	406, 600	452, 300
	37	255, 500	295, 300	332, 600	368, 600	408, 200	453, 600
	38	256, 100	296, 200	333, 800	370, 100	409, 400	454, 400
	39	256, 700	297, 000	334, 800	371, 600	410, 500	455, 200
	40	257, 300	297, 900	336, 000	373, 200	411, 700	456, 100
	41	258, 000	299, 000	337, 200	374, 700	412, 700	456, 600
	42	258, 400	300, 100	338, 500	376, 300	413, 900	457, 400
	43	258, 800	301, 200	339, 500	377, 700	414, 900	458, 100
	44	259, 200	302, 300	340, 500	379, 000	416, 000	458, 800
	45	259, 500	303, 400	341, 700	380, 600	416, 700	459, 400
	46	259, 700	304, 600	342, 600	381, 800	417, 200	460, 200
	47	259, 900	305, 600	343, 400	383, 200	417, 800	460, 800
	48	260, 200	306, 900	344, 300	384, 400	418, 400	461, 500
	49	260, 500	308, 000	344, 900	385, 400	419, 100	462, 100
	50	260, 900	309, 000	345, 600	386, 500	419, 700	462, 800
	51	261, 300	310, 000	346, 300	387, 500	420, 300	463, 200
	52	261, 700	311, 100	346, 900	388, 400	420, 900	463, 800
	53	262, 100	312, 200	347, 500	389, 100	421, 500	464, 200
	54	262, 500	312, 900	348, 000	390, 000	422, 200	464, 700
	55	262, 900	313, 800	348, 600	390, 800	422, 900	465, 100

	56	263, 300	314, 800	349, 200	391, 700	423, 500	465, 700	
	57	263, 700	315, 800	349, 700	392, 500	424, 000	466, 100	
	58	264, 000	317, 000	350, 300	393, 300	424, 700	466, 400	
	59	264, 300	318, 300	350, 900	394, 000	425, 300	466, 900	
	60	264, 600	319, 300	351, 300	394, 800	425, 900	467, 400	
	61	264, 900	320, 300	351, 600	395, 600	426, 300	467, 900	
	62	265, 100	321, 400	352, 200	396, 300	426, 800		
	63	265, 400	322, 300	352, 800	397, 000	427, 400		
	64	265, 700	323, 400	353, 400	397, 600	428, 000		
	65	266, 000	324, 500	353, 600	398, 100	428, 300		
	66	266, 600	325, 300	353, 900	398, 600	428, 700		
	67	267, 100	326, 100	354, 400	399, 300	429, 100		
	68	267, 700	326, 700	354, 800	400, 000	429, 500		
	69	268, 300	327, 400	355, 100	400, 400	429, 900		
	70	268, 900	328, 400	355, 600	401, 000	430, 200		
	71	269, 400	329, 300	356, 100	401, 600	430, 500		
	72	269, 900	330, 300	356, 600	402, 200	431, 000		
	73	270, 500	331, 100	356, 900	402, 600	431, 400		
	74	271, 100	331, 500	357, 400	403, 200	431, 800		
	75	271, 600	331, 900	357, 800	403, 800	432, 300		
	76	272, 100	332, 300	358, 100	404, 400	432, 700		
	77	272, 600	332, 800	358, 300	404, 900	433, 000		
	78	273, 400	333, 200	358, 700	405, 500			
	79	273, 900	333, 800	359, 200	406, 000			
	80	274, 400	334, 200	359, 700	406, 700			

81	275,000	334,500	360,000	407,000		
82	275,500	334,900	360,400	407,500		
83	276,000	335,300	360,800	408,100		
84	276,600	335,600	361,300	408,500		
85	277,200	335,900	361,600	408,800		
86	277,600	336,300	362,000	409,200		
87	277,900	336,700	362,300	409,600		
88	278,300	337,100	362,700	410,000		
89	278,700	337,500	363,000	410,200		
90	279,100	337,900	363,300	410,500		
91	279,400	338,300	363,700	410,800		
92	279,700	338,600	364,000	411,100		
93	280,000	338,900	364,300	411,400		
94	280,500	339,300				
95	280,900	339,700				
96	281,300	340,100				
97	281,500	340,400				
98	281,800	340,800				
99	282,100	341,100				
100	282,400	341,400				
101	282,700	341,700				
102	283,100	342,000				
103	283,600	342,300				
104	284,000	342,700				
105	284,300	342,900				

106	284, 600	343, 200
107	284, 800	343, 500
108	285, 100	343, 800
109	285, 300	344, 200
110	285, 600	344, 600
111	285, 900	344, 900
112	286, 200	345, 200
113	286, 500	345, 500
114	286, 800	345, 900
115	287, 200	346, 200
116	287, 600	346, 500
117	287, 900	346, 700
118	288, 200	347, 000
119	288, 500	347, 300
120	288, 800	347, 600
121	289, 000	347, 900
122	289, 300	
123	289, 600	
124	289, 900	
125	290, 200	
126	290, 500	
127	290, 800	
128	291, 100	
129	291, 400	
130	291, 700	

131	292, 100
132	292, 500
133	292, 800
134	293, 100
135	293, 400
136	293, 700
137	294, 000
138	294, 300
139	294, 600
140	294, 900
141	295, 100
142	295, 400
143	295, 700
144	296, 000
145	296, 300
146	296, 600
147	296, 900
148	297, 200
149	297, 400
150	297, 700
151	298, 000
152	298, 300
153	298, 600

定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
	213,200	257,100	272,200	307,200	334,900	377,800

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 新潟市給与条例の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

第22条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第23条第3項第1号及び第2号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「390, 000」を「402, 000」に、「439, 00」を「453, 000」に、「490, 000」を「505, 000」に、「553, 000」を「570, 000」に、「632, 000」を「651, 000」に、「737, 000」を「760, 000」に、「862, 000」を「888, 000」に改める。

第9条第2項中「「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員」」を「「管理監督職員」」に、「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員及び新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」を「管理監督職員（新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。）」に、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。  
(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「413, 000」を「426, 000」に、「474, 00」を「489, 000」に、「536, 000」を「553, 000」に、「619,

000」を「638, 000」に、「719, 000」を「741, 000」に、「821, 000」を「846, 000」に改め、同条第2項の表中「345, 000」を「356, 000」に、「381, 000」を「393, 000」に、「409, 000」を「422, 000」に改める。

第6条第3項中「第2項並びに」を削り、「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員」を「管理監督職員」に、「前条第1項の規定により人事委員会規則で指定する職にある職員及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」を「管理監督職員（新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。）」に、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

（新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第7条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第17条の2第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附則第4条に次の1項を加える。

4 新潟市給与条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟市条例第号。以下この項において「令和7年一部改正給与条例」という。）第1条の規定による改正後の給与条例別表第1から別表第6までの規定は、令和7年一部改正給与条例附則第2項の

規定にかかわらず、令和8年1月1日以後に勤務するパートタイム会計年度任用職員（基本報酬を日額又は1時間当たりの額で支給される者に限る。）に支給する当該勤務に対する基本報酬について適用する。

附則第5条に次の1項を加える。

4 新潟市教育職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟市条例第号。

以下この項において「令和7年一部改正教育職員給与条例」という。）第1条の規定による改正後の教育職員給与条例別表第1の規定は、令和7年一部改正教育職員給与条例附則第2項の規定にかかわらず、令和8年1月1日以後に勤務する非常勤講師に支給する当該勤務に対する基本報酬について適用する。

第8条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第17条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

（1） 第1条の規定による改正後の新潟市給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第12条第1項第1号、第18条第2項及び別表第1から別表第6までの規定、第3条の規定による改正後の新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の規定、第5条の規定による改正後の新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第5条第1項の表及び同条第2項の表の規定並びに附則第

5 項の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 改正後の給与条例第 22 条第 2 項並びに第 23 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定、改正後の任期付職員条例第 9 条第 2 項の規定（給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 97.5」と、給与条例第 23 条第 3 項第 1 号中「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 90」とする部分に限る。）、改正後の任期付研究員条例第 6 条第 3 項の規定（給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」とする部分に限る。）並びに第 7 条の規定による改正後の新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）第 16 条第 2 項及び第 17 条の 2 第 3 項の規定 令和 7 年 12 月 1 日

（給与の内払）

3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の新潟市給与条例、第 3 条の規定による改正前の新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第 5 条の規定による改正前の新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第 7 条の規定による改正前の新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（新潟市給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）

5 新潟市給与条例等の一部を改正する条例（令和 7 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟市給与条例第14条の2第4項及び第14条の5第3項の規定は、この条例の施行の日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

## 新潟市教育職員給与条例等の一部改正について

新潟市教育職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市教育職員給与条例等の一部を改正する条例

(新潟市教育職員給与条例の一部改正)

第1条 新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「8,000円」を「8,100円」に、「応じて」を「応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

#### 教育職俸給表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任		円	円	円	円	円
用短時間勤務職員以外の職員	1	212,900	259,800	311,000	367,800	436,500
	2	215,300	261,200	312,800	369,000	438,300
	3	217,600	262,600	314,600	370,300	440,100
	4	219,900	264,000	316,400	371,700	441,700

	5	222,100	265,400	318,200	373,100	443,200
	6	224,400	266,600	320,000	374,400	444,700
	7	226,600	267,800	321,800	375,700	446,500
	8	228,800	269,000	323,500	377,000	448,400
	9	231,000	270,300	325,200	378,200	450,100
	10	233,200	271,400	327,000	379,700	451,900
	11	235,400	272,500	328,800	381,200	453,800
	12	237,600	273,700	330,600	382,500	455,600
	13	239,800	275,000	332,500	383,700	457,300
	14	241,900	276,700	334,300	385,200	459,300
	15	244,000	278,400	336,100	386,700	461,100
	16	246,100	280,100	337,800	388,000	463,000
	17	248,200	281,800	339,400	389,400	464,700
	18	250,000	283,800	341,300	390,900	466,500
	19	251,700	286,000	343,200	392,300	468,300
	20	253,400	288,200	345,000	393,700	470,100
	21	255,100	290,400	346,800	395,100	471,800
	22	256,400	292,600	348,800	396,500	473,500
	23	257,700	294,800	350,600	398,000	475,400
	24	258,900	296,900	352,300	399,400	477,200
	25	260,100	298,900	354,000	400,700	478,900
	26	261,300	300,800	355,700	402,100	480,500
	27	262,500	302,700	357,200	403,600	482,100
	28	263,700	304,500	358,800	405,100	483,600
	29	264,800	306,300	360,400	406,400	485,100

	30	265,800	308,200	361,700	407,900	486,400
	31	266,900	310,000	362,900	409,400	487,800
	32	267,900	311,700	364,000	410,900	489,100
	33	269,000	313,400	365,300	412,300	490,300
	34	270,100	315,200	366,900	413,900	490,900
	35	271,300	316,900	368,500	415,500	491,500
	36	272,600	318,500	370,000	417,000	492,200
	37	273,800	320,100	371,400	418,200	492,800
	38	274,900	321,800	373,000	419,600	
	39	276,100	323,600	374,500	421,000	
	40	277,200	325,300	376,000	422,300	
	41	278,500	326,600	377,500	423,900	
	42	279,500	328,500	379,100	425,300	
	43	280,500	330,300	380,700	426,600	
	44	281,400	332,000	382,200	428,000	
	45	282,000	333,600	383,700	429,400	
	46	282,800	335,500	385,300	430,700	
	47	283,600	337,200	386,800	432,200	
	48	284,400	338,900	388,300	433,700	
	49	285,100	340,600	389,800	435,300	
	50	285,900	342,300	391,300	436,700	
	51	286,600	344,000	392,800	438,300	
	52	287,400	345,700	394,200	439,800	
	53	288,200	347,400	395,500	441,500	
	54	289,000	348,700	397,000	443,000	

55	289,700	350,000	398,400	444,600
56	290,500	351,300	399,800	446,200
57	291,200	352,800	401,300	447,700
58	291,800	354,400	402,900	449,200
59	292,600	355,900	404,500	450,400
60	293,400	357,500	405,900	451,600
61	294,100	358,900	407,100	452,800
62	294,700	360,500	408,500	454,100
63	295,500	362,100	409,900	455,300
64	296,100	363,500	411,200	456,500
65	297,100	365,000	412,400	457,600
66	297,900	366,600	413,600	458,800
67	298,600	368,200	414,900	460,000
68	299,300	369,700	416,200	461,200
69	299,900	371,200	417,500	462,400
70	300,600	372,800	418,800	463,600
71	301,300	374,300	420,200	464,800
72	302,000	375,800	421,400	466,000
73	302,700	377,300	422,600	467,100
74	303,400	378,900	424,000	467,700
75	304,100	380,500	425,400	468,200
76	304,600	382,000	426,700	468,700
77	305,200	383,400	427,900	469,200
78	305,800	384,800	429,100	
79	306,500	386,200	430,400	

80	307,100	387,500	431,800
81	307,600	388,800	433,100
82	308,200	390,200	434,300
83	308,900	391,500	435,300
84	309,600	392,800	436,500
85	310,200	393,900	437,700
86	311,000	395,300	438,800
87	311,700	396,600	440,000
88	312,300	397,900	441,000
89	313,000	399,100	442,100
90	313,800	400,400	443,100
91	314,600	401,500	444,100
92	315,400	402,700	445,100
93	315,900	403,900	446,000
94	316,700	405,000	446,800
95	317,500	406,200	447,600
96	318,300	407,400	448,400
97	318,900	408,800	449,100
98	319,600	409,800	449,500
99	320,400	410,800	449,900
100	321,100	411,800	450,300
101	321,900	412,700	450,700
102	322,700	413,700	451,000
103	323,600	414,800	451,300
104	324,400	415,900	451,500

105	325,000	416,600	451,800
106	325,800	417,500	452,100
107	326,600	418,400	452,400
108	327,400	419,300	452,600
109	328,100	420,100	452,800
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	

130	336,600	429,500
131	336,900	429,800
132	337,100	430,000
133	337,300	430,200
134	337,500	430,500
135	337,700	430,800
136	338,000	431,000
137	338,300	431,200
138	338,500	431,500
139	338,800	431,800
140	339,100	432,000
141	339,300	432,200
142	339,500	432,500
143	339,800	432,800
144	340,000	433,000
145	340,300	433,200
146	340,500	433,400
147	340,800	433,600
148	341,100	433,800
149	341,300	434,000
150	341,500	
151	341,800	
152	342,100	
153	342,300	

定年前再任 用短時間勤 務職員		基 準 俸給月額				
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表（2）

職員の区分	職 務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任		円	円	円	円	円
用短時間勤	1	212,900	234,000	311,000	337,100	425,900
務職員以外	2	215,300	236,400	312,800	339,200	427,400
の職員	3	217,600	238,800	314,600	341,300	428,800
	4	219,900	241,300	316,400	343,500	430,200
	5	222,100	243,700	318,200	345,500	431,500
	6	224,400	246,100	320,000	347,600	432,900
	7	226,600	248,500	321,800	349,700	434,400

	8	228,800	251,000	323,500	351,800	435,800
	9	231,000	253,400	325,200	353,800	437,200
	10	233,200	255,000	327,000	355,900	438,600
	11	235,400	256,600	328,800	358,000	440,000
	12	237,600	258,200	330,600	360,000	441,300
	13	239,800	259,800	332,500	361,900	442,600
	14	241,900	261,200	334,300	363,400	444,000
	15	244,000	262,600	336,100	364,900	445,400
	16	246,100	264,000	337,800	366,300	446,900
	17	248,200	265,400	339,400	367,700	448,100
	18	250,000	266,600	341,300	369,000	449,400
	19	251,700	267,800	343,200	370,300	450,600
	20	253,400	269,000	345,000	371,700	451,900
	21	255,100	270,300	346,800	373,100	453,000
	22	256,400	271,400	348,800	374,400	454,100
	23	257,700	272,500	350,600	375,700	455,300
	24	258,900	273,700	352,300	376,900	456,500
	25	260,100	275,000	354,000	378,100	457,800
	26	261,200	276,700	355,700	379,400	459,000
	27	262,300	278,400	357,200	380,600	460,100
	28	263,400	280,100	358,800	381,800	461,200
	29	264,600	281,800	360,400	382,800	462,400
	30	265,700	283,800	361,700	384,000	463,200
	31	266,800	286,000	362,900	385,200	464,000
	32	267,800	288,200	364,000	386,300	464,900

	33	268,900	290,400	365,300	387,300	465,800
	34	269,900	292,600	366,700	388,500	466,200
	35	270,900	294,800	368,100	389,700	466,700
	36	272,000	296,900	369,400	390,800	467,200
	37	273,200	298,900	370,600	391,800	467,700
	38	274,100	300,800	372,000	393,000	
	39	275,100	302,700	373,300	394,100	
	40	276,200	304,500	374,600	395,200	
	41	277,400	306,300	375,800	396,300	
	42	278,500	308,200	377,200	397,500	
	43	279,600	310,000	378,500	398,700	
	44	280,700	311,700	379,800	399,800	
	45	281,600	313,400	381,100	400,800	
	46	282,400	315,200	382,300	401,900	
	47	283,200	316,900	383,400	403,100	
	48	284,000	318,500	384,600	404,300	
	49	284,600	320,100	385,800	405,500	
	50	285,400	321,800	387,000	406,800	
	51	286,100	323,600	388,200	407,900	
	52	286,800	325,300	389,300	409,100	
	53	287,600	326,600	390,400	410,200	
	54	288,400	328,500	391,600	411,500	
	55	289,000	330,300	392,800	412,500	
	56	289,700	332,000	393,900	413,600	
	57	290,400	333,600	395,000	414,800	

58	291,200	335,500	396,300	416,000
59	292,000	337,200	397,500	417,200
60	292,600	338,900	398,600	418,400
61	293,200	340,600	399,500	419,500
62	293,900	342,300	400,700	420,500
63	294,600	344,000	401,700	421,800
64	295,100	345,700	402,800	423,000
65	295,800	347,400	403,600	424,200
66	296,500	348,700	404,700	425,300
67	297,100	350,000	405,700	426,400
68	297,700	351,300	406,700	427,500
69	298,400	352,800	407,800	428,500
70	299,100	354,300	408,800	429,700
71	299,700	355,800	409,900	430,900
72	300,400	357,300	411,000	432,100
73	300,900	358,600	412,000	432,700
74	301,500	360,100	413,100	433,500
75	302,200	361,600	414,200	434,200
76	302,700	363,000	415,200	434,700
77	303,300	364,400	416,100	435,000
78	303,900	365,900	417,000	435,300
79	304,500	367,400	418,000	435,700
80	305,100	368,900	419,000	436,100
81	305,600	370,200	419,800	436,400
82	306,100	371,500	420,600	436,800

83	306,700	372,800	421,300	437,100
84	307,300	374,000	422,100	437,400
85	307,700	375,200	422,800	437,700
86	308,100	376,400	423,400	438,000
87	308,600	377,500	424,100	438,300
88	309,100	378,600	424,800	438,600
89	309,500	379,600	425,400	438,800
90	310,000	380,700	426,100	439,100
91	310,400	381,800	426,600	439,400
92	310,900	382,900	427,200	439,600
93	311,200	384,000	427,600	439,800
94	311,700	385,100	428,000	
95	312,200	386,100	428,300	
96	312,600	387,200	428,500	
97	312,900	388,200	428,700	
98	313,300	389,200	429,000	
99	313,700	390,100	429,300	
100	314,100	391,000	429,500	
101	314,500	391,800	429,700	
102	314,800	392,800	430,000	
103	315,100	393,600	430,300	
104	315,400	394,500	430,500	
105	315,600	395,300	430,700	
106	315,900	396,200	431,000	
107	316,200	397,100	431,300	

108	316,400	398,000	431,500
109	316,600	398,800	431,700
110	316,800	399,800	
111	317,100	400,700	
112	317,400	401,600	
113	317,600	402,200	
114	317,800	403,100	
115	318,000	404,000	
116	318,300	404,900	
117	318,600	405,700	
118	318,800	406,400	
119	319,100	407,200	
120	319,400	408,000	
121	319,600	408,600	
122	319,800	409,300	
123	320,000	410,000	
124	320,300	410,600	
125	320,600	411,200	
126		411,900	
127		412,400	
128		413,000	
129		413,600	
130		414,200	
131		414,700	
132		415,200	

133	415,500
134	415,800
135	416,000
136	416,300
137	416,600
138	416,900
139	417,200
140	417,500
141	417,800
142	418,100
143	418,400
144	418,700
145	418,900
146	419,200
147	419,500
148	419,700
149	419,900
150	420,200
151	420,500
152	420,700
153	420,900
154	421,200
155	421,500
156	421,700
157	421,900

	158		422,100			
	159		422,300			
	160		422,500			
	161		422,700			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基 準 俸給月額 円				
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあっては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

第2条 新潟市教育職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表第1のうち（1）の表備考2を次のように改める。

- この表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員の俸給月額は、当該各号に掲げる額（人事委員会規則で定める場合にあっては、別に定める額）をこの表の額にそれぞれ加算した額とする。

（1） その職務の級が3級である職員 11,500円

（2） その職務の級が4級である職員 3,800円

別表第1のうち（2）の表備考2を次のように改める。

- この表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員の俸給月額は、当該各号に掲げる額（人事委員会規則で定める場合にあっては、別に定める額）をこの表の額にそれぞれ加算した額とする。

（1） その職務の級が3級である職員 11,500円（幼稚園に勤務する職

員にあつては、7,500円)

(2) その職務の級が4級である職員(幼稚園に勤務する職員を除く。) 4,000円

(新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年新潟市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「特2級である者」の次に「(指導改善研修被認定者(教育公務員条例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。)を除く。)」を加え、「100分の4」を「100分の10(幼稚園の教育職員にあつては、100分の4)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(教職調整額の段階的引上げ)

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第4条 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例(平成18年新潟市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 前項第1号アに掲げる業務のうち、正規の勤務時間（教育職員勤務時間条例第5条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間において従事するもの 5, 250円（当該業務に従事した時間が別に教育委員会の定める程度に及ぶ場合にあっては、8, 000円）。ただし、被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。以下同じ。）の際に、特に心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事したときは、その手当の額は、10, 500円（当該業務に従事した時間が別に教育委員会の定める程度に及ぶ場合にあっては、16, 000円）

(2) 前項第1号アに掲げる業務のうち、週休日等において従事するもの 8, 000円。ただし、被害が特に甚大な非常災害の際に、特に心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事したときは、その手当の額は、16, 000円  
第3条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 前項第1号イ又はウに掲げる業務のうち、正規の勤務時間以外の時間において従事するもの 5, 000円（当該業務に従事した時間が別に教育委員会の定める程度に及ぶ場合にあっては、8, 000円）

(4) 前項第1号イ又はウに掲げる業務のうち、週休日等において従事するもの 8, 000円

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟市教育職員給与条例（以下「改正後の条例」とい

う。) 別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の新潟市教育職員給与条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例第3条の規定は、令和8年1月1日以後に従事する業務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

議案第105号

**新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「1, 174, 000円」を「1, 200, 000円」に改め、同条第2号中「948, 000円」を「970, 000円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第106号

**新潟市教育長の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市教育長の給与に関する条例（平成26年新潟市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条中「822, 000円」を「840, 000円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第107号

**新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（昭和35年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「778, 000円」を「795, 000円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第108号

**新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和41年新潟市条例第64号）の一部を  
次のように改正する。

第3条中「802, 000円」を「820, 000円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第109号

**新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について**

新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市病院事業管理者の給与に関する条例（平成19年新潟市条例第81号）の一部を  
次のように改正する。

第3条中「802, 000円」を「820, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第110号

**新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「786,000円」を「804,000円」に、「707,000円」を「723,000円」に、「659,000円」を「674,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第111号

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について**

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例**

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第5条第3項の表中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に改める。

第14条第1項中「第11条から第13条まで」を「第11条、第13条」に改め、同項の表第12条の項を削る。

（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正）

第7条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

（新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 新潟市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年新潟市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 112 号

**新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正  
について**

新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年新潟市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 6 号ただし書中「第 2 条第 17 項」を「第 2 条第 18 項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 113 号

**新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について**

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上記以外の一般廃棄物の項中「60 円」を「100 円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 114 号

## 新潟市新潟駅前広場条例の一部改正について

新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

### 新潟市新潟駅前広場条例の一部を改正する条例

新潟市新潟駅前広場条例（昭和 57 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条の 2 この条例は、前条に規定する目的を実現するため、広場を利用する者（以下「利用者」という。）及び広場を通行する者の安全に関し必要な事項を定めるものほか、広場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条中「利用者は」を「何人も」に改め、「次の各号に掲げる行為」の次に「（以下「禁止行為」という。）」を加え、同条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1） 広場の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれがある行為をすること。

第 2 条に次の 3 項を加える。

2 何人も、禁止行為を行う目的で広場に立ち入ってはならない。

3 市長は、禁止行為をした者の退去を命ずることができる。この場合において、第 6 条の規定は適用しない。

4 市長は、広場の管理に関する事務のうち、前項に規定する退去を命ずる権限を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定により、当該事務に従事する市職員に委任する。

第4条第1項中「若しくはタクシーの駐車場」を「、タクシーの駐車場若しくは交番」に改める。

第11条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

別表のうち（1）の表タクシーの駐車場の項の次に次のように加える。

交番	新潟市財産条例別表の3の項の規定の例による。	3年以内
----	------------------------	------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 115 号

**新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について**

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 3 項を加える。

6 1 新潟都市計画長潟第一地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

（1）新潟都市計画長潟第一地区地区計画の計画図に表示する A 地区（以下「長潟第一 A 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 1 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

（2）新潟都市計画長潟第一地区地区計画の計画図に表示する B 地区（以下「長潟第一 B 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 2 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

6 2 新潟都市計画長潟第二地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

（1）新潟都市計画長潟第二地区地区計画の計画図に表示する A 地区（以下「長潟第二 A 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 1 項に掲げる建築物は、建築してはならない。

（2）新潟都市計画長潟第二地区地区計画の計画図に表示する B 地区（以下「長潟第二 B 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 2 項に掲げる建築物は、建築し

てはならない。

6.3 新潟都市計画大学南1丁目地区地区計画区域内においては、新潟都市計画大学南1丁目地区地区計画の計画図に表示するA地区（以下「大学南1丁目A地区」という。）、B地区（以下「大学南1丁目B地区」という。）及びC地区（以下「大学南1丁目C地区」という。）内においては、別表第2ア欄第1項に掲げる建築物は、建築してはならない。

別表第1に次のように加える。

長潟第一地区地区計画	新潟都市計画長潟第一地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
長潟第二地区地区計画	新潟都市計画長潟第二地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域
大学南1丁目地区地区計画	新潟都市計画大学南1丁目地区地区計画の区域において地区整備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

長潟第一地区地区計画	1 長潟第一A地区内に建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(り)項に掲げる建築物 (2) 法別表第2(い)項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるも	1 0分 の20を 超えては てはなら なら ない。	1,000 平方メートル		45 メートルを超 えてはなら ない。		1 0分 の6を超 えてはなら ない。
------------	--	---	-----------------	--	------------------------------	--	------------------------------

の

(3) 法別表第2

(は) 項第3号に  
掲げるもの

(4) 法別表第2

(に) 項第5号に  
掲げるもの

(5) マージャン

屋、ぱちんこ屋、

射的場、勝馬投票

券発売所、場外車

券売場及び競艇場

外券発売場

(6) 法別表第2

(を) 項第5号に  
掲げるもの

(7) 法別表第2

(わ) 項第4号に  
掲げるもの

(8) 店舗、飲食

店、展示場及び遊

技場で、その用途  
に供する部分の床

面積の合計が15

, 000 平方メー

トルを超えるもの

2 長瀬第一B地区内

に建築してはならない建築物

(1) 法別表第2

(る) 項に掲げる建築物

(2) 法別表第2

(い) 項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるもの

(3) 法別表第2

(は) 項第3号に掲げるもの

(4) 法別表第2

(に) 項第5号に掲げるもの

(5) 法別表第2

(ほ) 項第2号に掲げるもの

(6) 法別表第2

(り) 項第2号に掲げるもの

(7) 法別表第2

	(を) 項第 5 号に 掲げるもの					
	(8) 法別表第 2					
	(わ) 項第 4 号に 掲げるもの					
	(9) 店舗、飲食 店、展示場及び遊 技場で、その用途 に供する部分の床 面積の合計が 15 , 000 平方メー トルを超えるもの					
長 潟 第 二 地 区 地 区 計 画	1 長潟第二 A 地区内 に建築してはならな い建築物  (1) 法別表第 2  (い) 項第 4 号、 第 5 号、第 7 号及 び第 9 号に掲げる もの（幼保連携型 認定こども園及び 集会所を除く。）  (2) 法別表第 2  (は) 項第 3 号に	長潟第二 A 地区内にあつ ては、 135 平方メートル 。ただし、次 に掲げるもの は、この限り でない。  (1) 土地 区画整理事 業の換地処 分により生	1 長 潟第 二 A 地区 にあつ ては、 内に あつ ては 、隣 では 地境 界線 から 0 .	長潟 第二 A 地区内 にあつ ては、 内に ては、 内に 15メ ートル では 地境 ではな らない 。	長潟 第二 A 地区内 にあつ ては、 内に ては、 内に あつ ては 、隣 では 地境 ではな らない 。	長 潟第 二 A 地区 にあつ ては、 内に ては、 内に あつ ては 、道 では 路に 面す る垣 又は

	掲げるもの	じる土地で	5メ	柵の		
(3)	法別表第2 (に)項第2号から第5号までに掲げるもの	、同一人が 使用し、又 は収益する ことができ	ート ル及 び道 路境	構造 は、 生垣 。た		
(4)	店舗及び飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	る権利を有 している連 続した全て の土地を1 35平方メ ートル以上	界線 から 0. 7メ ートル。	だし 、高 さ1 .5 メー トル		
(5)	事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	ごとに分割 して生じた 残りの土地 (2) 土地 区画整理事 業の換地処	ただ し、 独立 した 自動 車車	以下 のも の又 はフ エン ス等		
(6)	令第130条の9第1項の表(1)項から(4)項までに掲げる危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物	分により生 じた一筆の 土地	庫及 び物 置等	で透 視が 可能 な形 状の もの は、		
(7)	建築物に附		は、 この 限り でな い。	は、 この		

属する自動車車庫 でその用途に供す る部分の床面積の 合計が 3, 000 平方メートルを超 えるもの	2 長潟第 二 B 地区 内に あつ ては 、隣 地境 界線 及び 道路 境界 線か ら 1 . 0 メー トル	限り でな い。
2 長潟第二 B 地区内 に建築してはならな い建築物		
( 1 ) 法別表第 2 (い) 項第 1 号、 第 2 号、第 4 号、 第 5 号及び第 9 号 に掲げるもの（長 屋、幼保連携型認 定こども園及び集 会所を除く。）		
( 2 ) 法別表第 2 (は) 項第 2 号及 び第 3 号に掲げる もの		
( 3 ) 法別表第 2 (に) 項第 5 号に 掲げるもの		

大学 南 1 丁 目 地 区 地 区 計 画	<p>建築してはならない 建築物</p> <p>法別表第2 (い) 項</p> <p>第7号に掲げるもの</p>	<p>大学南1丁 目A地区内に あつては、1 35平方メー トル。ただし 、次に掲げる ものは、この 限りでない。</p> <p>(1) 巡査 派出所、公 衆電話所そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地</p> <p>(2) 土地 区画整理事 業の換地処 分により生 ずる土地で 、同一人が 使用し、又 は収益でき い。</p>	隣地 境界線 及び道 路境界 線から 0.5メート ル。た だし、 独立し た自動 車車庫 で軒の 高さが 3.0メート ル以下	大学 南1丁 目A地 区内に あつて は、1 5メート ルを 超えて はなら ない。	大学 南1丁 目A地 区内に あつて は、1 5メート ルを 超えて はなら ない。	道 路に 面す る垣 又は 柵の 構造 は、 生垣 。た だし 、フ エン ス等 で透 視が 可能 な形 状の もの は、 この 限り でな		

る権利を有  
している連  
続した全て  
の土地を1  
35平方メ  
ートル以上  
ごとに分割  
して生じた  
残りの土地  
(3) 土地  
区画整理事  
業の換地処  
分により生  
ずる一筆の  
土地  
い。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 116 号

**新潟県市町村総合事務組合規約の変更について**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約**

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 4 の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」を削る。

**附 則**

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 117 号

**人事委員会委員の選任について**

次の者を人事委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 7 年 1 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

田巻 帝子

議案第 118 号

**当せん金付証票の発売について**

令和 8 年度において、当せん金付証票を総額 5, 000, 000 千円の範囲内で発売するものとする。

令和 7 年 12 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第119号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市北地区コミュニティセンター	新潟市北区名目所 3丁目1129番地	北地区コミュニティセンター管理運営委員会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市木戸コミュニティセンター	新潟市東区中山4丁目2番6号	新潟市木戸地域コミュニティ協議会木戸コミュニティセンター運営委員会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
新潟市シルバーピア石山	新潟市東区石山団地10番13号	シルバーピア石山管理運営委員会	
新潟市中地区コミュニティセンター	新潟市東区松和町15番8号	東山の下地区コミュニティ協議会	
新潟市はなみずきコミュニティハウス	新潟市東区はなみずき1丁目15番12号	牡丹山小学校区コミュニティ協議会	
新潟市東石山コミュニティハウス	新潟市東区岡山149番地6	東中野山小学校区コミュニティ協議会	

新潟市山の下ま ちづくりセンタ ー	新潟市東区古川 町4番12号	山の下まちづくりセ ンター管理運営委員 会
新潟市臨空船江 会館	新潟市東区船江 町2丁目11番 3号	臨空船江会館管理運 営委員会

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市北部総合 コミュニティセ ンター	新潟市中央区稻 荷町3511番 地1	北部総合コミュニティセンター管理運営 委員会	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで
新潟市東新潟コ ミュニティセン ター	新潟市中央区東 万代町9番1号	東新潟コミュニティ センター管理運営委 員会	
新潟市駅南コミ ュニティセンタ ー	新潟市中央区米 山4丁目12番 20号	駅南コミュニティセ ンター管理運営委員 会	
新潟市白新コミ ュニティハウス	新潟市中央区白 山浦2丁目18 0番地3	鏡淵小学校区コミュ ニティ協議会	
新潟市関屋コミ ュニティハウス	新潟市中央区関 屋田町4丁目5 66番地1	関屋コミュニティハ ウス管理運営委員会	

新潟市寄居コミュニティハウス	新潟市中央区西大畠町617番地	新潟地区コミュニティ協議会	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
新潟市上山コミュニティハウス	新潟市中央区網川原2丁目1番15号	上山コミュニティハウス管理運営委員会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
新潟市二葉コミュニティハウス	新潟市中央区古町通13番町5148番地2	二葉コミュニティハウス管理運営委員会	
新潟市白山コミュニティハウス	新潟市中央区本町通1番町168番地2	白山コミュニティハウス管理運営委員会	
新潟市山潟コミュニティハウス	新潟市中央区山二ツ1番5号	山潟地区コミュニティ協議会	

議案第122号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市小杉地区 コミュニティセ ンター	新潟市江南区小 杉3丁目11番 26号	小杉地区コミュニテ ィセンター管理運営 委員会	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで
新潟市亀田地区 コミュニティセ ンター	新潟市江南区亀 田新明町1丁目 2番3号	亀田地区コミュニテ ィセンター管理運営 委員会	

議案第123号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市荻川コミュニティセンター	新潟市秋葉区中野5丁目1番50号	荻川コミュニティ振興協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
新潟市小合地区コミュニティセンター	新潟市秋葉区小戸下組22番地1	小合地域コミュニティ協議会	
新潟市金津地区コミュニティセンター	新潟市秋葉区古津597番地	金津コミュニティ振興協議会	
新潟市小須戸まちづくりセンター	新潟市秋葉区小須戸120番地1	小須戸コミュニティ協議会	

議案第124号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市坂井輪コミュニティセンター	新潟市西区小針 西1丁目12番 12号	坂井輪コミュニティ センター管理運営委 員会	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで
新潟市西コミュニティセンター	新潟市西区内野 上新町1181 0番地	西内野コミュニティ 協議会	
新潟市青山コミュニティハウス	新潟市西区青山 6丁目16番2 0号	青山小学校区コミュ ニティ協議会	
新潟市五十嵐コミュニティハウス	新潟市西区上新 栄町4丁目5番 68号	五十嵐小学校区コミュ ニティ協議会	

議案第125号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市黒埼地区 野球場、みどりと 森の運動公園野 球場、みどりと森 の運動公園屋内 コート、みどりと 森の運動公園屋 外フットサルコ ート、みどりと森 の運動公園多目 的グラウンド	新潟市中央区東 堀通一番町49 4番地3	みどりと森体育施設 運営グループ	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第126号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西川地域 コミュニティセンター	新潟市西蒲区旗 屋701番地2	西川地域コミュニティ協議会	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで
新潟市中之口地 区コミュニティセ ンター	新潟市西蒲区中 之口626番地	中之口地区コミュニティ協議会	
新潟市角田地区 コミュニティセ ンター	新潟市西蒲区角 田浜1815番 地1	角田地区コミュニティ協議会	

議案第127号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市潟東ゆう 学館・新潟市潟東 地区公民館	新潟市西蒲区漆 山8700	株式会社関越サービ ス	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第128号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市歴史博物館、旧新潟税関庁舎等、新潟市文化財旧小澤家住宅	新潟市中央区学校町通1番町1 2番地	公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第129号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市大江山農村環境改善センター	新潟市江南区細山401番地	大江山地区コミュニティ協議会	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
新潟市木津地域研修センター	新潟市江南区木津1丁目8番30号	木津地域研修センター管理委員会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第130号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市新保地域研修センター	新潟市秋葉区新保1747番地	新保地域研修センター 一管理委員会	令和8年4月1日から
新潟市鎌倉地域研修センター	新潟市秋葉区鎌倉273番地1	鎌倉地域研修センター 一管理委員会	令和13年3月31日まで

議案第 131 号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市巻ほたるの里公園、新潟市ほたるの里交流館	新潟市西蒲区福井 4067 番地	株式会社福井開発	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで

議案第132号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市芸術創造 村・国際青少年セ ンター	新潟市中央区東 堀前通6番町1 061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第133号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
豊栄さわやか老人福祉センター及び北区豊栄健 康センター	新潟市江南区両川2丁目392 7番地15	株式会社ヴァーテックス	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第134号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市老人憩の 家しあわせ荘	新潟市北区島見 町1129番地 1 島見町自治会館 内	島見町自治会	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第135号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
亀田東児童館	新潟市江南区両川2丁目392 7番地15	株式会社ヴァーテックス	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第136号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人福祉センタ 一横雲荘	新潟市江南区横 越中央1丁目1 番1号	横越コミュニティ協 議会	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第137号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
小須戸老人福祉センター	新潟市西蒲区漆山8700	株式会社関越サービス	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第138号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市白根斎場	富山県富山市奥 田新町12番3 号	株式会社宮本工業所	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第139号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人福祉センタ ーいこいの家 楽 友荘	新潟市江南区両 川2丁目392 7番地15	株式会社ヴァーテックス	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで
老人福祉センタ ーいこいの家 月 寿荘			

議案第140号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
老人福祉センタ 一白寿荘	新潟市西蒲区漆 山8700	株式会社関越サービ ス	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第141号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市西川社会 福祉センター	新潟市西蒲区称 名825番地	社会福祉法人新潟南 福祉会	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第142号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市巻ふれあ い福祉センター	新潟市中央区八 千代1丁目3番 1号	社会福祉法人新潟市 社会福祉協議会	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第143号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
いこいの家西川 荘、いこいの家得 雲荘、いこいの家 蛍雪荘	新潟市西蒲区漆 山8700	株式会社関越サービ ス	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

議案第144号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市廃棄物処理施設附属施設	新潟市中央区東堀前通6番町1061番地	きらめき・日建緑地 共同企業体	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第145号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市万代島多目的広場	新潟市中央区万代3丁目1番1号新潟日報メディアシップ13階	万代島多目的広場にぎわい創出委員会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
法花鳥屋住宅、	新潟市中央区八	大成有楽・三愛ビル	令和8年4月1日か
松浜町住宅、桃	千代1丁目4番	管理共同企業体	ら
山町第1住宅、	16号		令和13年3月31
桃山町第2住			日まで
宅、秋葉通住			
宅、藤見町第1			
住宅、藤見町第			
2住宅、新藤見			
住宅、中山住			
宅、物見山第1			
住宅、物見山第			
2住宅、船江町			
住宅、石山住			
宅、平和台住			
宅、松島住宅、			
新石山住宅、大			
山台住宅、石山			

第1住宅、石山  
第2住宅、松浜  
町住宅駐車場、  
法花鳥屋住宅駐  
車場、桃山町第  
1住宅駐車場、  
桃山町第2住宅  
駐車場、秋葉通  
住宅駐車場、藤  
見町住宅駐車  
場、藤見町第1  
住宅A棟1階駐  
車場、藤見町第  
1住宅A棟2階  
駐車場、藤見町  
第1住宅B棟駐  
車場、藤見町第  
2住宅駐車場、  
新藤見住宅駐車  
場、中山住宅駐  
車場、中山住宅  
第2駐車場、物  
見山第1住宅駐  
車場、物見山第  
2住宅駐車場、

船江町住宅駐車場、石山住宅駐車場、平和台住宅駐車場、新石山住宅駐車場、新石山住宅第2駐車場、大山台住宅駐車場、石山第1住宅駐車場、石山第2住宅駐車場

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
川岸町住宅、関 屋大川前住宅、 日和山住宅、稻 荷町住宅、二葉 町住宅、二葉町 第2住宅、西湊 町通1ノ町住 宅、窪田町住 宅、シルバーハ ウジング早川町 住宅、宮浦住 宅、明石住宅、 西湊町通2ノ町 住宅、汐見台住 宅、古町みなと 住宅、曾野木住 宅、龜田東町住	新潟市中央区上 大川前通9番町 1262番地3	株式会社新潟ビルサ ービス	令和8年4月1日か ら 令和13年3月31 日まで

宅、亀田大月住  
宅、亀田向陽住  
宅、新津新栄町  
住宅、新金沢町  
住宅、新津田島  
住宅、中新田住  
宅、西島住宅、  
小須戸文京町住  
宅、小須戸本町  
住宅、小須戸大  
川前住宅、新鰯  
潟住宅、寺尾第  
3 住宅、大野藤  
山住宅、内野駅  
前住宅、小針第  
1 住宅、小針第  
2 住宅、小針住  
宅、小針ヶ丘住  
宅、小針西住  
宅、天神町住  
宅、巻12区住  
宅、巻13区第  
1 住宅、巻13  
区第2住宅、巻  
13区第3住

宅、赤鎧住宅、  
前田住宅、巻1  
区住宅、川岸町  
住宅駐車場、関  
屋大川前住宅駐  
車場、日和山住  
宅駐車場、稻荷  
町住宅駐車場、  
二葉町住宅駐車  
場、二葉町第2  
住宅駐車場、西  
湊町通1ノ町住  
宅駐車場、西湊  
町通2ノ町住宅  
駐車場、窪田町  
住宅駐車場、古  
町みなど住宅駐  
車場、シルバー  
ハウジング早川  
町住宅駐車場、  
汐見台住宅駐車  
場、曾野木住宅  
駐車場、曾野木  
住宅第2駐車  
場、亀田大月住

宅駐車場、亀田			
向陽住宅駐車			
場、新津新栄町			
住宅駐車場、新			
金沢町住宅駐車			
場、新津田島住			
宅駐車場、中新			
田住宅駐車場、			
西島住宅駐車			
場、小須戸文京			
町住宅駐車場、			
小須戸本町住宅			
駐車場、小須戸			
大川前住宅駐車			
場、新鯉潟住宅			
駐車場、内野駅			
前住宅駐車場、			
小針第1住宅駐			
車場、小針第2			
住宅駐車場、巻			
1区住宅駐車場			

議案第148号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
鳥屋野交通公園	新潟市中央区白山浦1丁目61 3番地69	公益財団法人新潟市開発公社	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第149号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
石宮公園地下自動車駐車場	新潟市中央区東堀前通6番町1061番地	環境をサポートする株式会社きらめき	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第150号

**指定管理者の指定について**

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市亀田駅前 地域交流センター、亀田駅前地域 交流センター自転車等駐車場	新潟市中央区東 堀前通6番町1 061番地	環境をサポートする 株式会社きらめき	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

諮問第2号

**人権擁護委員候補者の推薦について**

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を問う。

令和7年12月5日提出

新潟市長 中原 八一

津野 香

橋本 京子

齋藤 誓

田邊 とも子

二瓶 富美子

眞島 潤子

佐藤 康子

永井 一哉

佐々木 達也

加藤 奈美子

神田 賢治